特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	介護保険事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険事務において、職員に対してはセキュリティ研修を実施して教育を行っている。また、システム面の対策としては職員の業務権限の範囲を考慮してシステムへのアクセス権を割り振ることにより職員が必要な情報以外にはアクセス出来ないように管理し、そのIDごとに操作ログを記録するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田区長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和6年9月20日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

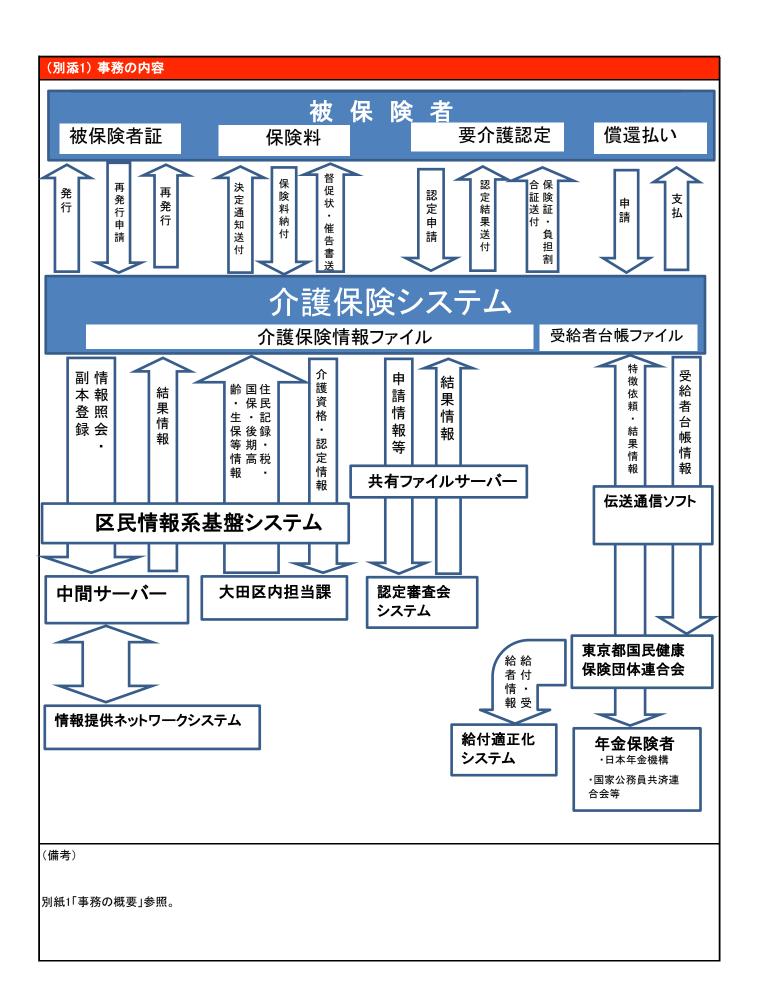
Ι	基本情報			
	(別添1)事務の内容			
Π	特定個人情報ファイルの概要			
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目			
Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策			
IV	その他のリスク対策			
V	開示請求、問合せ			
VI				

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの			
②事務の内容 ※	別紙1「事務の概要」参照 ※区民情報系基盤システムの特定個人情報ファイルのシステムの機能については、共通別添資料「番号法実施に伴う情報連携に関する事務 全項目評価書」を参照ください。			
③対象人数	<選択肢> (選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム			
システム1				
①システムの名称	介護保険システム			
②システムの機能	介護保険法、その他関係条例等に基づき、介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課、徴収事務を行う(介護予防、日常生活支援総合事業に関する事務を含む)以下の事務において行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を取り扱う。 1.宛名管理機能:住民記録システムと連携し、大田区住民の情報を記録管理する機能。2.資格管理機能:資格の取得や喪失を管理する機能。3.保険料賦課・収納機能:保険料計算を行ったり、保険料の収納・滞納管理・還付充当を行う機能4.認定管理機能:要介護認定・要支援認定を行う機能5.6検索機能:個人番号により録索する機能7.表示機能:被保険者資格管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能8.情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能1.有報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能1.有報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能・情報提供ネットワークシステムを通じた情報により、区市町村長から、地方税関係情報を取得し、表示する機能・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、区市町村長から、地方税関係情報を取得し、表示する機能・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、厚生労働大臣若しくは日本年金機構等から、年金給付関係情報を取得し、表示する機能・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、厚生労働大臣若しくは日本年金機構等から、年金給付関係情報を取得し、表示する機能・情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供機能・情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供機能・情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供機能・情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供機能・情報提供する機能10介護保険システムで保有している住登外データを統合宛名管理機能へ送付する機能11東京都国民健康保険団体連合会への情報作成機能:被保険者の異動、要介護認定情報に関わる情報を受給者異動連絡票としてファイルを作成する機能12セキュリティ機能・個人番号の参照を制限する職員権限の強化機能・アクセスログ取得機能等			
	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム			
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム			
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム			
	[]その他 ()			
システム2				
①システムの名称	介護保険認定審査会システム			
②システムの機能	介護保険システムと連携し、認定審査会の進行及び認定結果の記録を行う。			
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム			
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム			
○ 旧グノバノムこの [女例	[] 宛名システム等 [] 税務システム			
	「 ○ 〕その他 (共有ファイルサーバー			

システム3			
①システムの名称	給付適正化システム		
②システムの機能	東京都国民健康保険団体連合会から送られてくる給付実績及び受給者台帳を取り込み、給付分析を行い、給付が適正に行われているか分析を行う。		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (東京都国民健康保険団体連合会)		
システム4			
①システムの名称	伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、東京都国民健康保険団体連合会が介護保険審査支払等システムにて使用する データについて、電子メール方式で保険者(区市町村)と東京都国民健康保険団体連合会との間で、 データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と東京都国民健康保険団体連合会との通信環境 は専用回線を使用している。		
②システムの機能	1.受給者情報異動連絡票データの送信機能 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、東京都国民健康保険団体連合会へ送信する。 2.受給者情報訂正連絡票データの送信機能 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、東京都国民健康保険団体連合会へ送信する。		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (東京都国民健康保険団体連合会)		
3. 特定個人情報ファイル:	名		
介護保険情報ファイル、受給者	台台帳ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由			
①事務実施上の必要性	1.被保険者の情報の正確な把握のため。 2.公平かつ公正な保険料の賦課及び徴収のため。 3.保険給付の適正な給付のため。 4.大規模自治体であるため、上記三つの事務を適正に執行するためには電算システム化することが必 須のため。		
②実現が期待されるメリット	1.被保険者の情報の正確かつスピーディーな把握。 2.公平・公正・適正な事務の執行。 3.業務の効率化。		

5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表の100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条(介護保険法関係)	
6. 情報提供ネットワークシ	システムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	《情報参照が出来る複拠法令〉・番号法第19条件を個人情報の提供の制限)第8号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の131項の第133条、及び132項の第134条(介護保険法関係) 〈情報提供が出来る根拠法令〉・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号において、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法に関する情報」が含まれている項である主務省令の下記各条項情報連携主務省令第2条の表2~3項関係第4条~第5条(健康保険法関係)情報連携主務省令第2条の表2、1項関係第13条及び15項関係第17条(児童福祉法関係)情報連携主務省令第2条の表4項関係第4条(生活保健法関係)情報連携主務省令第2条の表5項関係第4条へ表7項関係第1条(計量機合)情報連携主務省令第2条の表6項関係第4条(生活保健法関係)情報連携主務省令第2条の表6項関係第4条(生活保健法関係)情報連携主務省令第2条の表86項関係第4条(私立学校教職員共済組合法関係)情報連携主務省令第2条の表86。87項関係第17条(国民健康保険法関係)情報連携主務省令第2条の表86。87項関係第58、80条(老人福祉法関係)情報連携主務省令第2条の表86。87項関係第88、89条(老人福祉法関係)情報連携主務省令第2条の表86。87項関係第88、89条(老人福祉法関係)情報連携主務省令第2条の表86。87項関係第18、610条の市配金の支給等に関する法律関係)情報連携主務省令第2条の表18項関係第110条(災害中慰金の支給等に関する法律関係)情報連携主務省令第2条の表18項関係第110条(東日職日人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国上た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係)情報連携主務省令第2条の表11項関係第130条(所是保険法関係)情報連携主務省令第2条の表13個関係第130条(所是保険法関係)情報連携主務省令第2条の表13個関係第138条(市経保険法関係)情報連携主務省令第2条の表16項関係第138条(所数者の定額に展し、方を12条の表)13項関係第12条(計算限係)情報連携主務省令第2条の表)13項関係第12条(財政保)情報連携主務省令第2条の表)14項関係第12条(開入管報と限と関する法律関係)情報連携主務省令第2条の表の項関係第12条(開入院 第12条に関する法律関係)情報連携主務省令第2条の表)14項関係第139条(高齢者の医療の確保に関する法律関係)情報連携主務省令第2条の表)13項関係第139条(高齢者の医療の確保に関する法律関係)情報連携主務省令第2条の表の項関係第29条(予的接種及保険法関係)情報連携主務省令第2条の表)13項関係第139条(高齢者の医療の確保に関する法律関係)情報連携主務省令第2条の表)13項関係第139条(高齢者の医療の確保に関する法律関係)情報連携主務省令第2条の表)13項関係第139条(高齢者の医療の確保に関する法律関係)情報連携主務省令第2条の表)13項関係第139条(高齢者の医療の確保に関する法律関係)情報連携主務省令第2条の表)13項関係第139条(高齢者の医療の確保に関する法律関係)情報連携主務省令第2条の表)13項関係第139条(部の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定例を定任の定任の定例を定任の表述を定任の表述を定任の定任の定任の定任の定任の定任の定任の定任の定任の定任の定任の定任の定任の定	
7. 評価実施機関における	5担当部署	
①部署	福祉部介護保険課システム担当	
②所属長の役職名	介護保険課長	
8. 他の評価実施機関		



Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

2. 基本	2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		<選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	介護保険システムに情報が記録されている被保険者及び世帯員等のうち、個人番号を有する者	
	その必要性	個人を正確に特定し、公平かつ公正な介護保険事務を行うため	
④記録さ	れる項目	<選択肢>	
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) [〇]その他住民票関係情報 *業務関係情報 [○]国税関係情報 [〇]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 [〇]医療保険関係情報 [○]地方税関係情報 [〇]障害者福祉関係情報 [〇]生活保護・社会福祉関係情報 [〇]介護・高齢者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [〇]年金関係情報 [○]学校・教育関係情報 [〕学校・教育関係情報 [〕学校・教育関係情報 [〕その他 () 	
	その妥当性	番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表の100の項の規定に定められた業務を行う為に必要となる項目であるため。	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開	始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署		福祉部介護保険課及び各地域福祉課並びに地域力推進部各特別出張所	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[〇]本人又は本人の代理人
		地域力推進部各特別出張所 区民部戸籍住民課 [〇]評価実施機関内の他部署 (区民部課税課) 区民部国保年金課 福祉部各生活福祉課
		[〇] 行政機関・独立行政法人等 (東京都国民健康保険団体連合会より年金関係情報を) 入手
		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他区市町村)
		[]民間事業者 ()
		[] その他 ()
		[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方法		[]電子メール [〇] 専用線 [〇] 庁内連携システム
企 八十万五		[〇] 情報提供ネットワークシステム
		[] その他 (
③入手の時期・頻度		随時
④入手に係る妥当性		①住民異動や認定申請等、本人又は本人の代理人から申請が必要な情報は、紙による申請書で入手する。 ②評価実施機関の他部署や情報提供ネットワークから入手できる情報は、可能な限りネットワーク経由で入手する。 ③住民の異動は随時発生するため、情報入手は随時行う。
⑤本人への明示		①本人又は本人の代理人から申請が必要な情報は、本人又は本人の代理人から入手することとし、利用目的を明示する。 ただし介護保険法等、他の法令で定めがある場合はその限りではない。
⑥使用目的 ※		介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う ため。
変更の妥当性		変更無し
	使用部署	企 回 経 宮 部 情 報 政 炭 課 、 地 項 刀 推 進 部 各 特 別 出 張 所 、 区 氏 部 国 保 年 金 課 、 区 氏 部 課 、 区 民 部 国 保 年 金 課 、 福 祉 部 高 齢 福 祉 課 、 福 祉 部 介 護 保 険 課 、 福 祉 部 各 地 域 福 祉 課 、 福 祉 部 各 生 活 福 祉 課
⑦使用の主体	使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※	1. 資格官理 本人等の申請または、住民情報、医療保険情報、生活保護情報を元に資格管理を行う。 2.保険料賦課及び収納管理 本人等の申請または、住民情報、地方税情報、生活保護情報、年金情報を元に保険料の賦課及び収納を行う。 3.要介護または要支援認定 本人等の申請または、住民情報、医療保険情報、生活保護情報を元に要介護・要支援認定を行う。 4.保険給付 本人等の申請または、住民情報、地方税情報、医療保険情報、生活保護情報、年金情報を元に保険
情報の突合 ※	1資格管理 被保険者の資格確認のため、本人等の申請内容、住民情報、医療保険情報、生活保護情報の突合を 行う。 2.保険料の賦課及び収納管理 保険料の賦課及び収納のため、本人等の申請内容、住民情報、地方税情報、生活保護情報、年金情 報の突合を行う。 3.要介護または要支援認定 要介護または要支援認定のため、本人等の申請内容、住民情報、医療保険情報、生活保護情報の突 合を行う。 4.保険給付 保険給付のため、本人等の申請内容、住民情報、医療保険情報、生活保護情報、年金 情報の突合を行う。
情報の統計分析 ※	国または都等への報告資料のため集計や分析を行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しう る統計や分析は行わない。
権利利益に影響を 与え得る決定 ※	保険料の賦課、要介護度の決定、負担割合証の交付等
9使用開始日	平成28年1月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (8)件	
委託	事項1	介護保険システムの保守	
①委託内容		システムのバージョンアップ、保守、簡易なカスタマイズ、職員からの問い合わせ対応、職員の指示に基 づきデータの抽出や統計を作成	
	いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	介護保険システムに情報が記録されている被保険者及び世帯員等のうち、個人番号を有する者	
	その妥当性	介護保険事務の円滑な運営のためには介護保険システムの安定的な運用が不可欠である。大田区から委託された事業者がデーターベースを含むシステム一式を保守することにより、安定的なシステム運 用を担保する。	
③委託先における取扱者数		<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] [O] その他 (特定個人情報ファイルが格納されているサーバ等に対する作業のみのた め、直接的な特定個人情報ファイルの提供は行っていない。	
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項2		介護保険認定審査会システムの保守・運用
①委託内容		システムのバージョンアップ、保守、職員からの問い合わせ対応
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの一部] 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	介護保険システムに情報が記載されていて、介護認定を申請した被保険者
	その妥当性	介護保険認定審査会の円滑な運営のためにはシステムの安定的な運用が不可欠である。大田区から 委託された事業者が介護保険システムのデーターベースを含むシステムー式を保守することにより、安 定的なシステム運用を担保する。
③委託先における取扱者数		<選択肢>10人以上50人未満10人以上50人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		介護保険システムの運用
①委託内容		介護保険システムにおけるバッチ処理登録作業等の運用
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの全体] 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	介護保険システムに情報が記録されている被保険者及び世帯員等のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	高い専門知識と豊富な業務経験を有する民間事業者による運用が必要なため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委 詞		日本電気株式会社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	当区の規定に基づき承諾書を発行し、再委託を認める。 保守契約締結時に保守事業者が以下の事項を遵守する旨の文書とともに再委託承諾願を当区へ提出する。 (1) 再委託先に対し、契約に基づく保守事業者と同等の義務を負わせること。 (2) 個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項を遵守させること。 再委託について問題無いことを当区は確認し、再委託を許可する。
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート

委託事項4		サーバ等機器保守委託
①委託内容		介護保険システムのハードウェア保守委託
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの全体] 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	介護保険システムに情報が記載されている被保険者
	その妥当性	介護保険システムの安定稼働のためには、サーバ等の機器保守が必要なため。当該作業は機器メーカーでなければ実施できない。
③委託会	先における取扱者数	<選択肢> 「10人以上50人未満 10人以上50人未満 200人以上50人未満 200人以上500人未満 300人以上100人未満 4000人以上500人未満 500人以上1,000人未満 600人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託会	先名	日本電気株式会社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	8再委託の許諾方法	当区の規定に基づき承諾書を発行し、再委託を認める。 保守契約締結時に保守事業者が以下の事項を遵守する旨の文書とともに再委託承諾願を当区へ提出する。 (1) 再委託先に対し、契約に基づく保守事業者と同等の義務を負わせること。 (2) 個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項を遵守させること。 再委託について問題無いことを当区は確認し、再委託を許可する。
(9再委託事項	ハードウェア保守作業(サーバ等の定期点検、障害時の部品交換等)

委託事項5		地域包括支援センター委託業務
①委託	千内容	要介護・要支援認定申請受付及び要支援者に対するケアマネジメント及び二次予防ケアマネジメント
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの全体] 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	介護保険システムに情報が記載されている被保険者
	その妥当性	地域包括支援センターへの業務委託については介護保険法第115条の46で規定されている
③委言	壬先における取扱者数	<選択肢>
	€先への特定個人情報 レの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 リ (申請受付及びケアマネジメント作成業務のため、特定個人情報ファイルの) 提供は発生しない。
⑤委詰	そ先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		社会福祉法人 池上長寿園、社会医療法人財団 城南福祉医療協会、社会医療法人財団 仁医会、医療法人社団 松英会、医療法人社団 仁和会、一般社団法人 大森医師会、社会福祉法人 響会、一般社団法人 田園調布医師会、医療法人社団 有仁会、医療法人社団 誠知会、社会福祉法人 白陽会、一般社団法人 蒲田医師会
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託事項6		介護保険業務における事務補助委託
①委託内容		介護保険業務における事務補助委託
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	介護保険システムに情報が登録されている被保険者
	その妥当性	制度案内、申請受付・内容確認、書類不備の問合せ、介護保険システムへの入力作業、通知書発送作業等介護保険に関する事務を委託することで、事務の効率化を図ることが出来る。事務を行うためには、特定個人情報ファイルの利用が必要である。
③委言	モ先における取扱者数	<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [O] 紙 介護保険システム端末により特定個人情報ファイルを利用する。委託先担 [O] その他 (当者と介護保険課職員のみ利用できる共有ファイルサーバーを利用し、情) 報提供する。
⑤委 言	モ先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委 言		株式会社日本ビジネスデータープロセシングセンター
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項7		介護保険料納付勧奨業務委託
①委託内容		介護保険料納付勧奨業務委託
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの全体] 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	介護保険料の滞納者で、督促状が発付された者
	その妥当性	公平・公正な介護保険制度の運営の為には、公平・公正な介護保険料の徴収が欠かせない。滞納整理 業務を強化することにより、安定かつ公平・公正な介護保険制度運営に資する。
③委言	モ先における取扱者数	<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [O] 紙
⑤委討	氏先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		株式会社エコシティサービス
五	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	8再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項8		介護保険認定業務及び総合事業業務の一部業務委託
①委詰	托内容	介護保険認定業務及び総合事業業務の一部業務委託
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	介護保険システムに情報が登録されている被保険者
	その妥当性	要介護・要支援認定申請書の受付・内容確認、介護保険システムへの入力作業、各種必要書類の作成依頼・回収、認定審査会後の各種書類発送、審査員への支払データの作成などを委託する。また、総合事業対象者への証印刷発送についても併せて委託する。これらの業務委託により事務の効率化を図る。事務を行うためには、特定個人情報ファイルの利用が必要である。
③委i	f先における取扱者数	 <選択肢> 10人以上50人未満 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [〇] 紙
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		株式会社日本ビジネスデータープロセシングセンター
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[〇] 提供を行っている (26) 件 [〇] 移転を行っている (14) 件 [○] 行っていない
提供先1	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表2項
②提供先における用途	健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	随時
⑦時期·頻度 提供先2	随時 健康保険組合
3 1.10 1.112	
提供先2	健康保険組合
提供先2 ①法令上の根拠	健康保険組合 番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表2項 健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	健康保険組合 番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表2項 健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 <選択肢> 1) 1万人未満
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	健康保険組合 番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表2項 健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	健康保険組合 番号法19条第8号 情報連携主務省令第2条の表2項 健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	健康保険組合 番号法19条第8号 情報連携主務省令第2条の表2項 健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 6) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	健康保険組合 番号法19条第8号 情報連携主務省令第2条の表2項 健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	健康保険組合 番号法19条第8号 情報連携主務省令第2条の表2項 健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム

提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表6項
②提供先における用途	船員保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒铁刀 法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	随時
提供先4	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表7項
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表7項 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による医療保
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 「大護保険給付等関係情報 <選択肢> 1)1万人未満
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 「護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 5) 1,000万人以上 000万人以上 000万人,000万人以上 000万人,000万人以上 000万人,00
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 「一)
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム

提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表11項
②提供先における用途	児軍保祉法による養育里親若しくは養子稼組里親の登録、里親の認定又は障害児人所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	随時
提供先6	区市町村長
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表15項
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表15項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談 支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務で あって主務省令で定めるもの
	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談 支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務で
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談 支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務で あって主務省令で定めるもの
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報

提供先7	区市町村長
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表27項
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥坦州	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先8	都道府県知事
提供先8 ①法令上の根拠	都道府県知事 番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表38項
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表38項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定める もの 介護保険給付等関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表38項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定める もの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表38項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定める もの 介護保険給付等関係情報 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表38項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表38項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表38項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表38項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表42項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒供力法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	随時

提供先11	区市町村長日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表56項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定 する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
6 6 提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IALIVO IA	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 (
⑦時期·頻度	随時
提供先12	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表65項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	0/1,000/1/04
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線

提供先13	区市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表69項
②提供先における用途	国民健康保険法による医療保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
6提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	随時
提供先14	区市町村長又は国民健康保険組合
提供先14 ①法令上の根拠	区市町村長又は国民健康保険組合 番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表70項
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表70項 国民健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表70項 国民健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表70項 国民健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表70項 国民健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法19条第8号 情報連携主務省令第2条の表70項 国民健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表70項 国民健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表70項 国民健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先16	区市町村長
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表80項
②提供先における用途	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
[©] 提供方法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	随時

提供先17	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表83項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
©1Æ ₩71 /Δ	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	随時
提供先18	区市町村長
提供先18 ①法令上の根拠	区市町村長 番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表86項
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表86項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表86項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表86項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢>
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表86項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表86項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表86項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表86項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム

提供先19	区市町村長	
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表87項	
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線	
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
************************************	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[]その他 ()	
⑦時期・頻度	随時	
提供先20	後期高齢者医療広域連合 【提供先21以降は別紙2に記載】	
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表115項	
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表115項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの	
	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 <選択肢> 1) 1万人未満	
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線	
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム	

移転先1	区民部	
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表48項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下、「大田区番 号条例」とする)第3条	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件を含む。)に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者	
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期·頻度	随時	
移転先2	区民部	
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表69、70、115項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	
②移転先における用途	・国民健康保険法による医療保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務 ・後期高齢者医療の被保険者の葬祭を行う者に対する葬祭給付金の支給に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者	
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期·頻度	随時	

移転先3	福祉部		
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表86、87項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条		
②移転先における用途	・老人福祉法による福祉の措置に関する事務 ・老人福祉法による費用の徴収に関する事務		
③移転する情報	介護保険給付等関係情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者		
	[O]庁内連携システム []専用線		
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
◎19年4月1日	[] フラッシュメモリ []紙		
	[〇]その他 (介護保険システム利用端末)		
⑦時期·頻度	随時		
移転先4	福祉部		
移転先4 ①法令上の根拠	福祉部 番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表144項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条		
	┃ 番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表144項		
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表144項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関する事務 介護保険給付実施関係情報		
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表144項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関する事務 介護保険給付実施関係情報 <選択肢> 1)1万人未満		
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表144項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関する事務 介護保険給付実施関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満		
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表144項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関する事務 介護保険給付実施関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表144項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関する事務 介護保険給付実施関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上1,000万人以上		
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表144項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 介護保険給付実施関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満1,000万人以上1,000万人未満1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人未满1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人未满1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人未满1,000万人未满1,000万人以上1,000万		
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表144項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 介護保険給付実施関係情報 【		

移転先5	福祉部	
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表42項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付実施関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者	
	[〇]庁内連携システム []専用線	
6移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
@19 FA717A	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度	随時	
移転先6	福祉部	
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表15項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給 又は障害福祉サービスの提供に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付実施関係情報及び保険料徴収関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者	
	[] 庁内連携システム [] 専用線	
6 移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
© 19 TA/J IA	[] フラッシュメモリ [〇] 紙	
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度	随時	

移転先7	福祉部	
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表125項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付実施関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者	
	[O]庁内連携システム []専用線	
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他 ()	
⑦時期・頻度	随時	
移転先8	総務部	
移転先8 ①法令上の根拠	総務部 番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表80項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	
	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表80項	
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表80項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務 介護保険給付実施関係情報	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表80項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務 介護保険給付実施関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表80項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務 介護保険給付実施関係情報 < <u>《選択肢》</u> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表80項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務 介護保険給付実施関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表80項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務 介護保険給付実施関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表80項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務 介護保険給付実施関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険システムに記録されている被保険者 [〇]庁内連携システム []専用線	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法19条第8号 情報連携主務省令第2条の表80項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務 介護保険給付実施関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ()000万人以上 ()000万人 ()0	

移転先9	区民部	
①法令上の根拠	主民基本台帳法第7条第1項第10号	
②移転先における用途	住民票発行業務で介護認定情報を行政欄に記載する。	
③移転する情報	資格·認定情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者	
	[O]庁内連携システム []専用線	
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
<u> </u>	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度	日次	
移転先10	福祉部	
移転先10 ①法令上の根拠	福祉部 番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表128項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	
	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表128項	
①法令上の根拠	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表128項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務 介護保険給付実施関係情報	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表128項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務 介護保険給付実施関係情報 <選択肢> 1) 1万人未満	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表128項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務 介護保険給付実施関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表128項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務 介護保険給付実施関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表128項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務 介護保険給付実施関係情報 (選択肢> 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表128項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務 介護保険給付実施関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 1) 100万人以上 1) 100万人以上	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	番号法19条第8号 情報連携 主務省令第2条の表128項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務 介護保険給付実施関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 (力)以上 (力)以上 (力)以上 (力)	

移転先11	福祉部	
①法令上の根拠	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	
②移転先における用途	大田区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例(平成12年条例第26号)による介護保険給付に 係るサービス費の額に相当する資金の貸付けに関する事務	
③移転する情報	介護保険関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	当該申込みを行う者及び当該者と同一の世帯に属する者	
	[]庁内連携システム []専用線	
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	[] フラッシュメモリ []紙	
	[〇]その他 (介護保険システム利用端末)	
⑦時期·頻度	随時	
移転先12	福祉部	
移転先12 ①法令上の根拠	福祉部 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	
①法令上の根拠	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 生計を営むことが困難である者に対する介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスに係 る利用者負担額の軽減に関する事務 介護保険関係情報	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 生計を営むことが困難である者に対する介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務 介護保険関係情報 <選択肢> 1) 1万人未満	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 生計を営むことが困難である者に対する介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務 介護保険関係情報 (選択肢>	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 生計を営むことが困難である者に対する介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務 介護保険関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 生計を営むことが困難である者に対する介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務 介護保険関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 当該申込みを行う者及び当該者と同一の世帯に属する者	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 生計を営むことが困難である者に対する介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務 「	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 生計を営むことが困難である者に対する介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務 介護保険関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 当該申込みを行う者及び当該者と同一の世帯に属する者] 庁内連携システム	

移転先13	福祉部	
①法令上の根拠	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	
②移転先における用途	障害者に対する訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護に係る利用者負担額の助成に 関する事務	
③移転する情報	介護保険関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	当該申込みを行う者及び当該者と同一の世帯に属する者	
	[]庁内連携システム []専用線	
6 移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
₩ 19∓Δ7J7Δ	[] フラッシュメモリ []紙	
	[〇]その他 (介護保険システム利用端末)	
⑦時期·頻度	随時	
移転先14	福祉部	
移転先14 ①法令上の根拠	福祉部 大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	
①法令上の根拠	大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 低所得世帯に対する介護保険料の減額に関する事務であって規則で定めるもの 介護保険関係情報	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 低所得世帯に対する介護保険料の減額に関する事務であって規則で定めるもの	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 低所得世帯に対する介護保険料の減額に関する事務であって規則で定めるもの 介護保険関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 低所得世帯に対する介護保険料の減額に関する事務であって規則で定めるもの 介護保険関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 低所得世帯に対する介護保険料の減額に関する事務であって規則で定めるもの 介護保険関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 当該申込みを行う者及び当該者と同一の世帯に属する者	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 低所得世帯に対する介護保険料の減額に関する事務であって規則で定めるもの 介護保険関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 当該申込みを行う者及び当該者と同一の世帯に属する者 [] 庁内連携システム [] 専用線	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 低所得世帯に対する介護保険料の減額に関する事務であって規則で定めるもの 介護保険関係情報 【	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	ひ保管場所 ※ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	
②保管期間	期間	<選択肢>
	その妥当性	介護保険料の徴収権・請水権の時効は2年であるか、貧格情報及び滞納情報は滞納登理を行う根拠となるため、債務の承認による時効の中断も含め、時効到来あるいは不納欠損処理までを保管期間とする。
③消去方法		・保存期間を過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊またはデータ消去ソフトの使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。
7. 備考		

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

介護保険情報ファイル

<宛名情報>

宛名コード、世帯番号、氏名情報、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日、住民となった届出年月日、住民となった事由、住民区分、住所情報、電話番号、住民でなくなった年月日、住民でなくなった届出年月日、住民でなくなった事由、生活保護情報、所得情報、口座情報、世帯加入日、世帯削除日、基礎年金番号、転入元転出先情報、宛名履歴情報、送付先情報、特記情報、医療保険情報、通知書等返戻情報

く資格情報>

被保険者番号、被保険者資格区分、資格取得事由、資格取得年月日、資格取得届出年月日、資格喪失事由、資格喪失年月日、資格 喪失届出年月日、1号該当日、2号取得日、被保険者証情報、適用除外情報、住所地特例情報、他住所地特例情報、施設入所者情報 <賦課情報>

認定年度、賦課年度、徴収区分、調定額、減免額、賦課期日、賦課更正事由、賦課更正日、賦課履歴、賦課処理日、特徴依頼日、徴収方法区分、特徴停止情報、所得段階、境界層

<収納情報>

収納区分、領収日、収納日、消込日、納付区分、保険料収納金額、歳入年度、過誤納金額、過誤納年度、現年滞繰区分、還付・充当情報、期別、納期限、督促状発行日、時効予定日、時効中断事由、時効完成日、徴収猶予情報、還付方法情報、コンビニ速報収納情報、 滞納処分情報、交渉経過記事情報、分納管理情報

<認定情報>

申請情報※、認定調査関連情報※、主治医意見書情報※、一次判定情報※、審査会情報※、認定情報※<給付情報>

居宅サービス計画作成依頼届出情報、給付管理票情報、給付管理票受付明細情報、食事費用請求情報、審査済給付管理票情報、当 月分給付実績情報、居宅サービス費請求情報、居宅サービス計画費請求情報、施設サービス費請求情報、給付実績公費情報、償還 払い支給申請情報、給付実績基本情報、給付実績明細情報、居宅サービス費計画情報、福祉用具購入費情報、住宅改修費情報、給 付実績集計情報、高額サービス費支給申請情報、高額サービス費支給明細情報、償還払い一時差し止め情報、給付費支払方法情 報、生計困難減免情報、高額合算支給申請情報、自己負担額証明書申請情報、自己負担額証明書明細情報、高額合算計算結果情 報、高額合算計算結果明細情報、旧措置者情報、特定入所者サービス情報、給付制限情報

※認定情報については要配慮個人情報を含む

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

受給者台帳ファイル

2. 基本	情報							
①ファイルの種類 ※		<選択肢>						
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
③対象と	なる本人の範囲 ※	介護保険システムに情報が記録されている要支援・要介護者のうち、個人番号を有する者						
	その必要性	個人を正確に特定し、公平かつ公正な介護保険事務を行うため						
④記録さ	れる項目	<選択肢>						
	主な記録項目 ※	・識別情報						
	その妥当性	番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表の100の項の規定に定められた業務を行う為に必要となる項目であるため。						
	全ての記録項目	別添2を参照。						
⑤保有開始日		平成29年1月						
⑥事務担当部署		福祉部介護保険課						

3. 特定個人情	青報の入手・⋳	使用						
		[〇] 本人又は本人の代理人						
①入手元 ※		地域力推進部各特別出張所 [〇] 評価実施機関内の他部署 (区民部戸籍住民課 区民部国保年金課						
		┃]行政機関・独立行政法人等 ()						
		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()						
		 []民間事業者 ()))						
		[]その他 ()						
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ						
②入手方法		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム						
②八十万法		[]情報提供ネットワークシステム						
		[]その他 (
③入手の時期・頻度		随時						
④入手に係る妥当性		①評価実施機関の他部署から入手できる情報は、可能な限りネットワーク経由で入手する。 ②住民の異動は随時発生するため、情報入手は随時行う。						
⑤本人への明示		①本人又は本人の代理人から申請が必要な情報は、本人又は本人の代理人から入手することとし、利用目的を明示する。 ただし介護保険法等、他の法令で定めがある場合はその限りではない。						
⑥使用目的 ※		介護保険法に基づき、保険者事務共同処理業務「高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務及び 高額医療合算介護(予防)サービス相当事業費」に使用するため。						
変更の妥当性変更無し								
	使用部署※	福祉部介護保険課						
⑦使用の主体	使用者数	<選択肢>						

⑧使用方法 ※	保険者事務共同処理業務「高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務及び高額医療合算介護(予防)サービス相当事業費」として、介護保険情報ファイルの一部をデータファイル化し、東京都国民健康保険団体連合会へ送信し、医療保険給付実施関係情報との突合を行う。
情報の突合 ※	保険者事務共同処理業務「高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務及び高額医療合算介護(予防)サービス相当事業費」のため、本人の介護保険給付実施関係情報と医療保険給付実施関係情報の突合を行う。
情報の統計分析 ※	国または都等への報告資料のため集計や分析を行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しう る統計や分析は行わない。
権利利益に影響を 与え得る決定 ※	高額医療・高額介護合算制度該当者の決定
⑨使用開始日	平成29年1月1日

4. 特定	個人情報ファイルの	の取扱いの委託
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (1)件
委託事項1		・保険者事務共同処理業務「高額医療合算介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス相当事業費算定業務」・高額障害福祉サービス等給付費算定業務
①委託内容		・介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費及 び高額医療合算介護(予防)サービス相当事業費に係る、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知 作成の事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2に基づき支給する高額 障害福祉サービス等給付費に係る、個人番号を利用した介護保険利用者負担額の情報提供事務
	へを委託する特定個 アイルの範囲	<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	・受給権者:介護保険法第51条の2に定める要介護被保険者及び同法第61条の2に定める居宅要支援被保険者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2に定める支給決定障害者のうち要介護被保険者及び居宅要支援被保険者・過去に受給権者であった者
	その妥当性	当該委託業務において個人番号を利用することは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条第1項第3号において、介護給付、予防給付又は区市町村特別給付の支給に関する事務と整理され、第60条第7号において自立支援給付の支給に関する事務と整理されているため妥当である。当該委託業務において使用する、介護サービス事業所からの介護給付費等明細書について、受給者情報との突合によって受給資格の確認等を行うことになるが、請求が期限に間に合わなかった場合や返戻等による再提出の場合は、翌月以後にも事業者から請求書が提出される(月遅れ請求)ことがある。 この月遅れ請求は、介護保険法第200条に基づき最長で2年間は請求書を提出することが可能なため、現在の受給権者のみでなく、過去に受給権者であった者についても取扱いを委託する特定個人情報の範囲とすることは妥当である。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。

⑥委託先名			東京都国民健康保険団体連合会				
再委託	⑦再委託	の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない				
	⑧再委託の許諾方法		再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。				
	⑨再委託	事項	東京都国民健康保険団体連合の保険者事務共同処理業務で使用するシステムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。				
5. 特	定個人情	報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無		#	[]提供を行っている ()件 []移転を行っている ()件 [O]行っていない				
6. 特	定個人情	報の保管・済	消去				
①保管	管場所 ※		セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置 したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。				
期間 ②保管期間 その妥当性		期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 [6年以上10年未満] 4)3年 5)4年 6)5年 [6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない				
		その妥当性	番号法第23条第3項に基づく施行令第29条で、7年と示されている。 請求時効2年、返還請求5年であることからその期間は保有する。				
③消去方法			特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊またはデータ消去ソフトの使用により、情 報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。				
7. 備考							

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

交換情報識別番号、異動年月日、異動区分コード、異動事由、証記載保険者番号、被保険者番号、被保険者氏名(カナ)、生年月日、 性別コード、資格取得年月日、資格喪失年月日、老人保健市町村番号、老人保健受給者番号、公費負担者番号、広域連合(政令市) 保険者番号、申請種別コード、変更申請中区分コード、申請年月日、みなし要介護区分コード、要介護状態区分コード、認定有効期間 (開始年月日)、認定有効期間(終了年月日)、居宅サービス計画作成区分コード、居宅介護支援事業所番号、居宅サービス計画適用 開始年月日、居宅サービス計画適用終了年月日、訪問通所サービス支給限度基準額、訪問通所サービス上限管理適用期間開始年月 日、訪問通所サービス上限管理適用期間終了年月日、短期入所サービス支給限度基準額、短期入所サービス上限管理適用期間開始 年月日、短期入所サービス上限管理適用期間終了年月日、公費負担上限額減額の有無、償還払化開始年月日、償還払化終了年月 日、給付率引下げ開始年月日、給付率引下げ終了年月日、免申請中区分コード、利用者負担区分コード、利用者・旧措置入所者利用 者負担給付率、利用者・旧措置入所者利用者負担適用開始年月日、利用者・旧措置入所者利用者負担適用終了年月日、標準負担・ 特定標準負担標準負担区分コード、標準負担・特定標準負担負担額、標準負担・特定標準負担負担額適用開始年月日、標準負担・特 定標準負担負担額適用終了年月日、特定入所者介護サービス特定入所者認定申請中区分コード、特定入所者介護サービス特定入所 者介護サービス区分コード、特定入所者介護サービス課税層の特例減額措置対象、特定入所者介護サービス食費負担限度額、特定 入所者介護サービス居住費(ユニット型個室)負担限度額、特定入所者介護サービス居住費(ユニット型準個室)負担限度額、特定入所 者介護サービス居住費(従来型個室(特養等))負担限度額、特定入所者介護サービス居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度 額、特定入所者介護サービス居住費(多床室)負担限度額、特定入所者介護サービス負担限度額適用開始年月日、特定入所者介護 -ビス負担限度額適用終了年月日、社会福祉法人軽減情報軽減率、社会福祉法人軽減情報軽減率適用開始年月日、社会福祉法 人軽減情報軽減率適用終了年月日、小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無、後期高齢者医 療資格保険者番号(後期)、後期高齢者医療資格被保険者番号(後期)、国民健康保険資格保険者番号(国保)、国民健康保険資格被 保険者証番号(国保)、国民健康保険資格個人番号(国保)、二次予防事業区分コード、二次予防事業有効期間開始年月日、二次予防 事業有効期間終了年月日、住所地特例対象者区分コード、施設所在保険者番号、住所地特例適用開始年月日、住所地特例適用終了 年月日、特定入所者介護サービス居住費(新1)負担限度額、特定入所者介護サービス居住費(新2)負担限度額、特定入所者介護 サービス居住費(新3)負担限度額、二割負担適用開始年月日、二割負担適用終了年月日

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
----------------------	--

【システム以外】

①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを定めている。

【システム】

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容

①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。

②区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。

③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。

④記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。

【システム以外】

①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。

【システム】

必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内

①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごと にデータの参照範囲を設定している。

②区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。

③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。

④記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク 【システム以外】 ①窓口における対面での申請書受領の際には個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認 を行うものとする。代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カード の提示を求め、本人確認を行うものとする。 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める 書類等について(大田区告示第960号)」に基づき確認を行うものとする。 ③セキュリティ研修または新人・異動者向けの研修において、窓口・郵送等の届出の受け取りまたは基 盤システム以外の方法を用いて特定個人情報を入手してはならないことを教育を行う。 【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる 認証が必要。 リスクに対する措置の内容 ②組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよ う、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を 入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基 盤システムに限定する。 ④介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイル - バーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑤介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をした のかが記録される仕組みとなっている。 ⑥記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時 間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。 く選択肢> 十分である 1 Γ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 【システム以外】 ①窓口における対面での申請書受領の際には個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認 を行うものとする。代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カード の提示を求め、本人確認を行うものとする。 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別する 入手の際の本人確認の措置 ための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める の内容 書類等について(大田区告示第960号)」に基づき確認を行うものとする。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを 設けており、定期的に研修等を通じ周知すると共に運用が正しく行われているか確認している。 ④毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必

要のない情報にアクセスしないように教育している。

	-							
	【システム以外】 ①窓口における対面での申請書受領の際には個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認 を行うものとする。代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カード の提示を求め、本人確認を行うものとする。							
	②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第 960 号)」に基づき確認を行うものとする。							
個人番号の真正性確認の措置の内容	③住民基本台帳から連携される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみが介護保険 システムへデータ連携される。							
	④すでにデータ連携により個人番号を入手している事が介護保険システムで確認できる場合は、介護保険システムの画面上に表示される入手済みの個人番号と申請書に書かれた個人番号の照合を行い、 真正性を確認する。							
	【システム】 ①区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定し た連携を行うこととする。							
	【システム以外】 ①個人番号以外の個人情報についても、複数の担当によるダブルチェックやクロスチェックなどの複合 的な確認を行う。							
	②申請書等は施錠できる保管庫に格納する。また保管庫の鍵については担当係長が施錠管理の上、 保管している。							
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	【システム】 ①個人情報を入力する画面には複数の論理チェックが設けられており、矛盾した内容のデータを入力すると、エラーが表示されて入力ができなくなる仕組みとなっている。							
	②介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。							
	③記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。							
その他の措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク							
	【システム以外】 ①区の情報セキュリティポリシーに基づき、申請書は鍵付の保管庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁ずる。また、保管庫の鍵については担当係長が施錠管理の上、保管している。②申請書や出力帳票等は、机上に放置しない。離籍時などは、画面をロックし、ディスプレイに情報を表示させた状態にしないなどの作業時間中の情報漏えい対策を実施している。							
リスクに対する措置の内容	【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。							
	②介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。							
	③介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイル サーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

3. 特定個人情報の使用								
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク								
	【システム以外】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成する ために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルール を設けており、定期的に研修等を通じ周知すると共に運用が正しく行われているか確認している。							
宛名システム等における措置 の内容	②業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを ためている。							
の内谷	③毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。							
	【システム】 ①技術的な対策としては、共通別添資料「番号法実施に伴う情報連携機能 全項目評価書」参照のこと。							
	【システム以外】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成する ために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルール を設けており、定期的に研修等を通じ周知すると共に運用が正しく行われているか確認している。							
車数では円土7.2の他のこ	②業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを 設けており、定期的に研修等を通じ周知すると共に運用が正しく行われているか確認している。							
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	③毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。							
	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごと にデータの参照・更新範囲を設定している。							
	②データ連携の設計において、あらかじめ連携の対象データ項目を限定している。							
その他の措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク2: 権限のない者(元職 	戦員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない							
	【システム以外】 ①正規職員の介護保険システムに関するアクセス権限付与・失効及び変更は人事異動時にシステム管 理者により付与される。							
	②非常勤・委託先従業員の介護保険システムに関するアクセス権限付与及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てIDを付与し、交付することとしている。							
具体的な管理方法	③介護保険システムのアクセス権限は、システム管理者により人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを無効にしている。							
	④離席時や業務上必要のないときは、パソコン等の画面をロックするかパソコン等からログオフしなければならない							
	【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。							

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	理者により付与され ②非常勤・委託先位 定の審査・承認を経 ③介護保険システム 必要の無いIDを無效 【システム】 ①介護保険システム ②介護保険システム 証が必要。	える。 生業員の介護 さてIDを付与し なのアクセス格 めにしている。 なのアクセス格 なのアクセス格	果険システムに関するアクセスを、交付することとしている。 証限は、システム管理者によりが 証限の変更及び失効機能はシス 生体認証システムに登録された	効及び変更は人事異動時にシステム管権限付与及び変更は、申請書により所 人事異動時及び定期的に確認を行い、 ステム管理者のみ可能。 にIDとパスワードの組み合わせによる認 変更、終了等の履歴を記録している。
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	必要の無いIDを無效 【システム】 ②介護保険システム	効にしている。 ムのアクセス権	『限は割り振られたIDの一覧と』	、事異動時及び定期的に確認を行い、 事務の対応表を作成し管理している。 変更、終了等の履歴を記録している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残	している	<選択肢> 1)記録を残している	
具体的な方法	る。また、保管庫の 【システム】 ①介護保険システム のかが記録される位 ②記録された操作「	鍵については ムに操作ログだ 士組みとなって ログについては	担当係長が施錠管理の上、保 が記録され、いつ、誰が、誰の情 いる。	情報にアクセスし、どのような操作をした。 。その際に通常考えうるアクセスや、時
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[十分で	: :ある	<選択肢> 1)特に力を入れてい。 3)課題が残されている。	

リスク3: 従業者が事務外で	使用するリヘク
	【システム以外】 ①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、東要のない情報にアクセスしないように教育している。
リスクに対する措置の内容	②申請書等の個人情報が記載された資料は鍵付の書庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁じている。また、書庫の鍵については担当係長のデスクの引き出しにて施錠管理の上、保管している。
	【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。
	②記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファ	- イルが不正に複製されるリスク
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、東要のない情報にアクセスしないように教育している。 ②申請書等の個人情報が記載された資料は鍵付の書庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁じている。また書庫の鍵については担当係長のデスクの引き出しにて施錠管理の上、保管している。 ③原則データ移動のみ許可された外部記録媒体を使用し、使用管理簿に使用者・使用時間等を記載し、システム管理者及び担当係長の確認を得る。 【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしかのかが記録される仕組みとなっている。 ②記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。 ③情報資産管理システムにより、許可された外部記録媒体以外の媒体は端末等の機器に使用できな設定となっている。 ④情報資産管理システムにより、許可された外部記録媒体に、何のファイルをいつ、誰が書き出したのかが記録されると同時に、直属の上司に書き出した情報が通知される設定となっている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

はプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満た には、「情報セキュリティ体制の報告、責任者等の特定、定期 いて明記した契約を締結している。 器など事前に申請を受け、その通りのものを持ち込んでい 管理を行っている。作業で使用した資料の返却など確認して
には、「情報セキュリティ体制の報告、責任者等の特定、定期いて明記した契約を締結している。 場際など事前に申請を受け、その通りのものを持ち込んでい管理を行っている。作業で使用した資料の返却など確認して
いて明記した契約を締結している。 器など事前に申請を受け、その通りのものを持ち込んでい 管理を行っている。作業で使用した資料の返却など確認して
管理を行っている。作業で使用した資料の返却など確認して
等を委託している業者に対しては、作業で使用した資料の
選択肢> 制限している 2)制限していない
変更時における報告・更新を義務付けている。
ムに関するアクセス権限付与及び変更は、申請書により所 こととしている。
是最小限のアクセス権限を割り当てている。
及び失効機能はシステム管理者のみ可能。
アクセス権限一覧表を作成し保管する。 託先に付与されたIDの権限は閲覧又は更新可能なデータ
情報(顔認証)による二要素認証でログインしている。また、 [用し、シングルサインオンでログインしている。
選択肢> 記録を残している 2)記録を残していない
記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操 る。
度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時 に場合には該当職員に聞き取りを行う。
選択肢> 定めている 2) 定めていない
ことは認めていない。
こととしている。 なび第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複とはできない。 失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置の義務付 的の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して 報の管理状況について「個人情報及び機密情報の管理に関

特定個人情報の消去ルール		[定めている	3]	く選択肢 1) 定めて			2) 定めていな	い
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	添付し、「 中に6かり	の取扱に関与 提供資料の返	還、情報 個人情報	の消去、 の管理料	立入検査 大況につい	等」を明記した て「個人情報	-契約を 及び機器		る付帯条項」を また、委託期間 -関する報告
	忍約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている	5]	<選択肢: 1) 定めて			2) 定めていな	ι ·
	規定の内容	添付し、「	の取扱に関与	機密情報	の保護」	「受託業務)取扱いに関す 夏写及び複製 <i>の</i>	る付帯条項」を 禁止」等のセ
	任先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行って	いる]			ている	2) 十分に行っ 4) 再委託して	ている いない
	具体的な方法	添付し、「 に1回以_	の取扱に関与再委託」に関す	するセキュ D管理状況	リティ要	件を明記し	た契約を締結	している		る付帯条項」を 明間中に6か月 告書」を委託先
その他	也の措置の内容									
リスクへの対策は十分か		[十分である	3]		> を入れている 残されている		2) 十分である	
特定個	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転し								
リスク	リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定(の記録	固人情報の提供∙移転 ₹	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない				
	具体的な方法	【システム以外】 ①特定個人情報を提供・移転する とし、申請書等の保存により記録を		例に基づいたものであることを条件				
		【システム】 ①区民情報系基盤システムとのデ イルが連携されたか等のログを保	持している。	イルを作成し、いつ、どのデータ・ファ				
	固人情報の提供・移転 るルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない				
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	①特定個人情報を提供・移転するとすることを、職員研修等をとおして		例に基づいたものであることを条件				
その他	也の措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク	2: 不適切な方法で提信	共・移転が行われるリスク						
		【システム以外】 ①突発的かつデータ連携で設計さ うこととする。	れていないデータの抽出・集計に	こついては、公文書による依頼にて行				
		②受領した作業依頼文書についてした後に、提供・または移転を行う		、あるいは条例で定めがあるか確認				
		【システム】 ①通常のデータの提供・移転は区	民情報系ネットワークで行う。					
117.5		②介護保険システムの利用には、 認証が必要。	生体認証システムに登録された	IDとパスワードの組み合わせによる				
リスクに対する措置の内容				ムを除く)との連携により個人情報を ステム間認証により、区民情報系シ				
		④介護保険システムと介護認定審サーバーを経由して行い、暗号化る		ークアクセス制御された共有ファイル うに設計されている。				
		⑤介護保険システムに操作ログが のかが記録される仕組みとなってし		最にアクセスし、どのような操作をした				
		⑥記録された操作ログについては 間外のアクセス等の異常なログが		その際に通常考えうるアクセスや、時 聞き取りを行う。				
リスク	への対策は十分か	[十分である	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				

リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①突発的かつデータ連携で設計されていないデータの抽出・集計については、公文書による依頼にて行うこととする。 ②受領した作業依頼文書については、番号法で許可されているか、あるいは条例で定めがあるか確認した後に、提供・または移転を行う。 【システム】 ①通常のデータの提供・移転は区民情報系ネットワークで行う。 ②介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。 ④データ連携の設計において、あらかじめ連携の対象データ項目を限定している。 ⑤介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑥介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ⑦記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である

1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 4 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシ	・ステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)						
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
	【システム以外】 ①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録することは禁止されている。 ②個人情報の収集については、条例にて取り扱う事務の目的を明確にし、事務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならないと定めている。 ③届出・申請等の様式について、大田区介護保険条例施行規則に記載の様式を基に届出者・申請者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定している。						
リスクに対する措置の内容	【システム】 ①介護保険システムに介護保険業務に必要な情報以外は登録できないよう対策している。 ②庁内からの住民記録・税情報等の入手にあたっては、庁内連携機能の制御機能にて、予め許可された情報のみ入手可能。 ③情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可情報と照会内容の照会許可情報との照合が必要な仕組みになっている。 これにより番号法に定められた情報連携以外の照会は拒否されるため、目的外の特定個人情報の入手を制御している。						
	④職員認証、権限管理機能で、権限のない職員のアクセスを防ぎ、目的外の特定個人情報の入手が行われることを制御している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ⑤どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定している。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク						
	【システム以外】 適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下の ルールを設けている。 〈ID〉 ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利 用させない。 〈パスワード〉 ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は第三者が類推することが困難なものにする。						
リスクに対する措置の内容	【システム】 ①情報提供ネットワークにおいては、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離し暗号化を行っている。 ②サーバー、運用端末及び管理端末は、専用の安全な区画に設置し、接続できる端末は必要最小限に制御され、セキュリティを十分に担保したうえで、専用環境又は共用環境に設置する。 ③パーソナルファイアウォール及びウィルス検出ソフトウェア、ファイアウォール、IDS(侵入検知システム)、WAF(Webアプリケーションファイアウォール)、サンドボックスの導入により、不正アクセス及びマルウェアを検知する。 ④正常・異常に関わらず、ログの取得・保管を行う。 ・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ、DBログなど						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク						
	【窓口等】 ①窓口における対面での申請書受領の際には必ず本人または代理人の本人確認を行ったうえで受領する。 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)」に基づき確認を行うものとする。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを設けており、定期的に研修等を通じ周知すると共に運用が正しく行われているか確認している。 ④毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。					
リスクに対する措置の内容	【システム】 ①入力については操作記録(ログ)を取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ②区民情報系基盤システムとのデータ連携は、その都度、ログファイルを作成し、いつ、どのデータ・ファイルが連携されたか等のログを保持している。 ③情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を取得し、情報連携 主務省令第2条に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手している。 ④入手元においても、誤った情報を提供された場合を想定した措置が担保されている。 ⑤特に、中間サーバーでは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク					
	【窓口等】 ①業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には施錠できる場所で保管している。 ②事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断をしている。 ③情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等を防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要になった情報は消去する。 ④情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常時に適切な取扱を義務付けることなどを定め実施している。 ⑤操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置している。					
リスクに対する措置の内容	【システム】 ①アクセスできる端末をシステム設定により限定している。 ②システム管理者によるアクセス権限の設定により利用を制限している。 ③個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ④システムのネットワークは庁内の専用線で接続され、外部インターネット環境とは隔離された環境にある。 ⑤回線は、特定個人情報を送信する際に暗号化を行い、取得したログについては適切な頻度で不正検知の目的で確認を行っている。 ⑥職員認証・権限管理機能によりアクセス権限を管理している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク
リスク5: 不正な提供が行わる	【システム以外】 ①大田区情報公開・個人情報保護審議会へ諮問・報告する内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。 【システム】 ①特定個人情報は人手を介さないファイル転送方式とし、提供する先は区民情報系基盤システムに限定することで誤った相手に提供・移転することを防いでいる。 ②職員認証、権限管理機能で、権限のない職員のアクセスを防ぎ、不正な特定個人情報の提供が行われることを制御している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ③どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定している。
リスクへの対策は十分か	 ④特に、中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不正な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 〈選択肢〉 1)特に力を入れている 2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提	<u> 3)課題が残されている</u> 出されるリスク
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①大田区情報公開・個人情報保護審議会へ諮問・報告する内容に連携するデータ項目等を明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。 【システム】 ①特定個人情報は人手を介さないファイル転送方式とし、提供する先は区民情報系基盤システムに限定することで誤った相手に提供・移転することを防いでいる。 ②職員認証、権限管理機能で、権限のない職員のアクセスを防ぎ、不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ③どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は職員認証・権限管理機能を用いて設定している。 ④情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供し	たてしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①大田区情報公開・個人情報保護審議会へ諮問・報告する内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。 【システム】 ①特定個人情報は人手を介さないファイル転送方式とし、提供する先は区民情報系基盤システムに限定することで誤った相手に提供・移転することを防いでいる。 ②中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムに情報連携を行う際には、アクセス記録を生成し、保管する。また。保管されたアクセス記録より提供先記録等を抽出する機能を有している。 ③正本・副本の整合性を確認するために、副本データをファイルとして出力する機能を有している。 ④情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
情報提供ネットワークシステム	なとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去								
リスク	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
①NISC政府機関統一基準群		[政府機関	ではない]	3) 十分に遵守	、れて遵守してい fしていない		分に遵守している 府機関ではない
②安全管理体制		[十分に整備	構している]	3) 十分に整備	、れて整備してい 備していない	る 2) +	分に整備している
③安全管理規程		[十分に整備	構している]	3) 十分に整備	、れて整備してい 備していない	る 2) +	分に整備している
④安全管理体制·規程の職 員への周知		[十分に周知	出している]	3) 十分に周知	、れて周知してい 回していない	る 2) 十	分に周知している
⑤物፤	里的対策	[十分に行っ	ている]	<選択肢> 1)特に力を <i>】</i> 3)十分に行っ	、れて行っている っていない	2) +	分に行っている
	具体的な対策の内容	限にと ②デー	どめる対策をと タセンターでは	さっている。 は、入退室管	宫理、各种	重物理サーバー ・一タについては		5等を厳格	言による被害を最小 に実施している。 実施している。
⑥技 律	析的対策	[十分に行っ	ている]	<選択肢> 1)特に力を <i>I</i> 3)十分に行っ	、れて行っている っていない	2) +	分に行っている
	具体的な対策の内容	②介護 証が対 のかが のかが 可 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	保険システム 要。 保険システム 記録される仕 された操作ロ・ アクセス等の	の利用には に操作ログ 組みとなっ グについて 異常なログ	t生体認 が記録さ ている。 は月2回 が見つか	証システムに登れ、いつ、誰が程度職員が確認であるには記まるにはままます。	、誰の情報にア	スワードの系 クセスし、と に通常考え 取りを行う。	組み合わせによる認 どのような操作をした そうるアクセスや、時
⑦バッ	ックアップ	[特	持に力を入れて	行っている]	3) 十分に行っ	、れて行っている っていない	2) +	分に行っている
⑧事は 周知	枚発生時手順の策定・	[十分に行っ	ている]	<選択肢> 1) 特に力を <i>J</i> 3) 十分に行っ	、れて行っている っていない	2) +	分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり		2) 発生な	i L
	その内容								
	再発防止策の内容								
⑩死者の個人番号		[保管して	いる]	<選択肢> 1) 保管してい	<u></u>	2) 保管し	ていない
具体的な保管方法		生存者	と死者を区別	することなく	、同じセ	キュリティ基準 ⁻	で管理している。		
その他	その他の措置の内容								
リスクへの対策は十分か		[十分では	ある]	<選択肢> 1)特に力を <i>】</i> 3)課題が残る	れている れている	2) 十分で	

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスク	リスクに対する措置の内容 介護保険システムにおいて、情報に異動があれば、その都度データを修正している					
リスク	への対策は十分か	+分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)+ 3)課題が残されている	-分である			
リスク	3: 特定個人情報が消	れずいつまでも存在するリスク				
消去	手順	定めている <選択肢> 1)定めている 2)気	 E めていない			
	手順の内容	【システム以外】 ①届書等は申請年及び保管期限ごとに分けて保存し、保管期間を過ぎたものは定期的に溶解処分している。 ②外部記録媒体やサーバ等の廃棄に伴うデータ消去については、記録媒体の完全初期化等情報を復元できないように処置する手順を設けている。 ③外部記録媒体やサーバ等の廃棄を行う際には作業完了後、速やかに作業完了証明書を提出させている。証明書には抹消年月日、抹消方法、作業者所属・氏名等を記載させている。 【システム】 ①保管期間が過ぎた情報は、随時に消去する。消去後、確かに消去されているか職員が確認する。				
その作	その他の措置の内容					
リスク	リスクへの対策は十分か					
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

受給者台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
リスク1: 目的外の入手が行	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
対象者以外の情報の入手を	【システム以外】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを定めている。 【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。						
防止するための措置の内容	②区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。						
	③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。						
	④記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内 容	【システム以外】 ①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。 ③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ④記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。						
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク 【システム以外】 ①窓口における対面での申請書受領の際には個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認 を行うものとする。代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カード の提示を求め、本人確認を行うものとする。 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める 書類等について(大田区告示第 960 号)」に基づき確認を行うものとする。 ③セキュリティ研修または新人・異動者向けの研修において、窓口・郵送等の届出の受け取りまたは基 盤システム以外の方法を用いて特定個人情報を入手してはならないことを教育を行う。 【システム】 リスクに対する措置の内容 ①介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる 認証が必要。 ②組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよ う、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を 入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基 盤システムに限定する。 ④介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をした のかが記録される仕組みとなっている。 ⑤記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時 間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 【システム以外】 ①窓口における対面での申請書受領の際には個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認 を行うものとする。代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カード の提示を求め、本人確認を行うものとする。 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別する |ための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める 入手の際の本人確認の措置 書類等について(大田区告示第 960 号)」に基づき確認を行うものとする。 の内容 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを 設けており、定期的に研修等を通じ周知すると共に運用が正しく行われているか確認している。 ④毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必

要のない情報にアクセスしないように教育している。

	,
	【システム以外】 ①窓口における対面での申請書受領の際には個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。
	②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第 960 号)」に基づき確認を行うものとする。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	③住民基本台帳から連携される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみが介護保険システムへデータ連携される。
	④すでにデータ連携により個人番号を入手している事が介護保険システムで確認できる場合は、介護保 険システムの画面上に表示される入手済みの個人番号と申請書に書かれた個人番号の照合を行い、 真正性を確認する。
	【システム】 ①区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。
	【システム以外】 ①個人番号以外の個人情報についても、複数の担当によるダブルチェックやクロスチェックなどの複合 的な確認を行う。
	②申請書等は施錠できる保管庫に格納する。また保管庫の鍵については担当係長が施錠管理の上、 保管している。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	【システム】 ①個人情報を入力する画面には複数の論理チェックが設けられており、矛盾した内容のデータを入力すると、エラーが表示されて入力ができなくなる仕組みとなっている。
	②介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。
	③記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ① データ移動時は許可された外部記録媒体を使用し、使用管理簿に使用者・使用時間等を記載し、システム管理者等の確認を得る。 ② 区の情報セキュリティポリシーに基づき、申請書は鍵付の保管庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁ずる。また、保管庫の鍵については担当係長が施錠管理の上、保管している。③申請書や出力帳票等は、机上に放置しない。離籍時などは、画面をロックし、ディスプレイに情報を表示させた状態にしないなどの作業時間中の情報漏えい対策を実施している。 【システム】 ① 伝送通信ソフトは、専用回線を使用し、伝送ソフト通信ソフト利用端末から東京都国民健康保険団体連合会まで通信の暗号化を行っている。 ②介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。 ④介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用							
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク							
宛名システム等における措置 の内容	<mark>宛名システム等における措置</mark> 統合宛名管理機能への接続は行わない。 の内容						
	【システム以外】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを設けている。						
事務で使用するその他のシ	②業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを 設けており、定期的に研修等を通じ周知すると共に運用が正しく行われているか確認している。						
ステムにおける措置の内容	③毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。						
	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごと にデータの参照・更新範囲を設定している。						
	②データ連携の設計において、あらかじめ連携の対象データ項目を限定している。						
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

リスク	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク						
ユーザ認証の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法	【システム以外】 ①伝送通信用端末	は専用端末であり	、IDの利用についてID利用	目管理簿で管理している。		
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法	【システム以外】 ①端末ログイン用, ②パスワードの変更		いる。	健康保険団体連合会のみとなっている。		
アクセ	ス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法	【システム以外】 ①伝送通信ソフト利	l用のためのIDの [・]		険団体連合が行っている。		
特定值	固人情報の使用の記録	[記録を残	している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない		
	具体的な方法	のかが記録されるf ②記録された操作「	±組みとなっている コグについては月	録され、いつ、誰が、誰のも	青報にアクセスし、どのような操作をした。 。その際に通常考えうるアクセスや、時		
その他の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[十分で	: ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	る 2) 十分である る		
リスク	3: 従業者が事務外で	使用するリスク					
リスク	に対する措置の内容	要のない情報にアクタンでは、またいる。またいる。というでは、は、またいる。またいる。またいる。というでは、は、ないのが、は、ないのかが、記録される位のでは、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、な	7セスしないように 情報が記載された た、書庫の鍵につ ムに操作ログが記 出組みとなっている 1 グについては月 2 英常なログが見 ステムにより、許可	教育している。 空資料は鍵付の書庫に保管いては担当係長のデスクの 録され、いつ、誰が、誰ので なっては理りではいではが、。 2回程度職員が確認を行うつかった場合には該当職員でれた外部記録媒体以外	の媒体は端末等の機器に使用できない 「のファイルをいつ、誰が書き出したの		
リスク	への対策は十分か	[十分で	である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	る 2) 十分である る		

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 【システム以外】 ①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必 要のない情報にアクセスしないように教育している。 ②申請書等の個人情報が記載された資料は鍵付の書庫に保管し、許可された人以外の使用および参 照を禁じている。また書庫の鍵については担当係長のデスクの引き出しにて施錠管理の上、保管してい る。 ③原則データ移動のみ許可された外部記録媒体を使用し、使用管理簿に使用者・使用時間等を記載 し、システム管理者等の確認を得る。 リスクに対する措置の内容 【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をした のかが記録される仕組みとなっている。 ②記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時 間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。 ③情報資産管理システムにより、許可された外部記録媒体以外の媒体は端末等の機器に使用できない 設定となっている。 ④情報資産管理システムにより、許可された外部記録媒体に、何のファイルをいつ、誰が書き出したの かが記録されると同時に、直属の上司に書き出した情報が通知される設定となっている。 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 特に力を入れている 1 Γ リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

]委託しない 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 【システム以外】 ①個人情報の取扱いに関与する委託先には、プライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満た すかなどの認証取得状況や、情報管理体制の確認している。 情報保護管理体制の確認 ②個人情報の取扱に関与する委託契約時には、「情報セキュリティ体制の報告、責任者等の特定、定期 及び事故発生時の報告、立入検査等」について明記した契約を締結している。 ③委託契約締結時、委託先事業者に情報セキュリティ体制の報告・責任者等の特定を義務付けてい る。 <選択肢> 1)制限している 特定個人情報ファイルの閲覧 制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 【システム以外】 ①大田区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容」を明記 することとしている。 ②委託事務の定期報告及び緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期 的に報告させることとしている。 具体的な制限方法 ③IDを付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とする。 ①特定個人情報ファイル取扱いのユーザIDを作成し、このIDでのみアクセスできることとする。 ②端末ログイン時にはIDとパスワード、生体情報(顔認証)による二要素認証でログインしている。また、 システム起動時には端末起動時の情報を使用し、シングルサインオンでログインしている。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取扱 記録を残している] 1) 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 【システム以外】 ①委託先の従業員等が大田区の介護保険に関する受給権者の個人番号を閲覧等した場合には、東京 都国民健康保険団体連合会のシステム等において、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作 内容を記録することにしているので、大田区の情報セキュリティ管理者が委託契約に基づき、委託先に 具体的な方法 当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。 【システム】 ①委託先は東京都国民健康保険団体連合会に限定されており、そこでの記録については、東京都国民 健康保険団体連合会が行う。また、それを確認する方法は上記の通り。 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール Γ 定めている 1 定めている 2) 定めていない 【システム以外】 ①大田区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用及び第三者に 提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることはできないこ となどについて委託契約書に明記することとしている。 委託先から他者への 提供に関するルールの ②大田区における個人情報保護条例第13条により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失又は毀 内容及びルール遵守 の確認方法 損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。 ③大田区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対し て調査を行い、又は報告を求める。

時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から報告を受けることとしている。 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール適守の確認方法 ②表記 ③表記 ④表記 ⑤表证 ④表記 ④表证 ⑥表证 ⑥表证 ④表证 ⑥表证			①十四尺の 根われ- -
機能に関するルールの内容及びルール連令 管理規模第38条に送ける総金帳簿に記入している。また、記録の保存期間については、大田区の文書 管理規模第38条に従い、一定期間保存する。 ③季託先に特定個人情報を提供する場合にはバスワードの設定を行うこと。及び管理者の許可を得ることを連守するとともに、委託終了時の返退・廃業について書託契約書に明記することとしている。さらに、大田区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。 (システム以外) (システムはアは大きない方法によって確実に消去、もしくに効力することとしている。 (システム以外) (
③季託先に特定個人情報を提供する場合にはバスワードの設定を行うこと。及び管理者の許可を得る ことを適中するととした。要計終了 昨め返還。原棄について委託契約書にすることとしている。さら に、大田区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、 又は報告を求める。 「定めている」 (選択肢) ルールの内容及び、 ルールの内容及び、 法、もしくは必分することを、大田区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。 ②季託契約書中の特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、又は漏えいを起こさない方法によって確実に消去、もしくは必分することを、大田区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。 ②季託契約書中の特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、情報システムと理者が消去及び廃棄状況の確認を行う。 委託契約書中の特定個人情報の活法及び廃棄状況の確認を行う。 ②季託契約書中の特定個人情報の持出しの禁止 ③物定個人情報の目の外用の禁止 ④演系い事業等が発生して場合の再委託先の責任の明確化 ⑤要託契約終了後の特定個人情報の特出しの禁止 ⑤演素を対する監督・教育 万契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を定めるとともに委託先が大田区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 再委託先による特定個人情報の活力にない。 「対応行っている」 対に力を入れて行っている 2) 十分に行っている (1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている (4) 再委託していない 4) 再委託していない (4) 再委託していない (4) 再委託していない (4) 再委託していない (4) 再委託していない (4) 再委託していない (4) 再委託の責任の明確化 (5) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 (3) 非定個人情報の背出しの禁止 (3) 非定個人情報の序出しの禁止 (3) 非定個人情報の形生した場の再委託先の責任の明確化 (5) 再委託契約終了後の特定個人情報の提出又は廃棄 (7) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定 また再委託先が大田区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 その他の措置の内容 (選択肢) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2		提供に関するルールの 内容及びルール遵守	送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。また、記録の保存期間については、大田区の文書
一次の内容及び			ことを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。さらに、大田区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、
「システム以外]	特定個	固人情報の消去ルール	
要託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定 【システム以外】 ①秘密保持義務 ②事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ④漏えい事業等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ⑤委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ⑥従業者に対する監督・教育 ⑦契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を定めるとともに委託先が大田区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 (選択肢) 「特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っている 4)再委託していない 4)再委託していない 4)再委託していない 4)再委託していない 4)再委託していない 4)再委託していない 4)第表に対する監督・教育 ②事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 3)特定力を入れて行っている 1)が特に力を入れて行っている 2)十分に行っていない 4)再委託とする。 ①秘密保持義務 ②事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 3)特定の特定個人情報の持出しの禁止 3)特定の財産化 ⑤再委託契約終了後の特定個人情報の持出しの禁止 3)特定力を必須定等 また再委託先が大田区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 その他の措置の内容 「		ルール遵守の確認方	【システム以外】 ①特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、又は漏えいを起こさない方法によって確実に消去、もしくは処分することを、大田区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。 ②委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、情報シ
## 報ファイルの取扱いに関する			
(一) 秘密保持義務 (②事実所内からの特定個人情報の持出しの禁止 (③事実所内からの特定個人情報の持出しの禁止 (④漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 (⑤委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 (⑥従業者に対する監督・教育 (⑦契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を定めるとともに委託先が大田区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 再委託先による特定個人情報 報ファイルの適切な取扱いの 確保 「即として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 「秘密保持義務 (②事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 (③特定個人情報の目的外利用の禁止 (④漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 (⑤再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 (⑥従業者に対する監督・教育 (⑦契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 また再委託先が大田区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 その他の措置の内容 「対のの対策は十分か 「十分である」 「対応力を入れている」(②共限な) 「実現状な) 「対応力を入れている」(②共収な) 「実現状な) 「対応力を入れている」(②共収な) 「実現状な) 「対応力を入れている」(②共収な) 「対応力を対応的な) 「対応力を入れている」(②共収な) 「対応力を入れている」(②共収な) 「対応力を入れている」(②共収な) 「対応力を入れている」(②共収な) 「対応力を入れている」()()対応力を入れている」()()対応力を入れている」(②共収な) 「対応力を入れている」(②共収な) 「対応力は、対応力は、対応力は、対応力は、対応力は、対応力は、対応力は、対応力は、			1) 完めている 2) 完めていたい
# 日本のでは、		規定の内容	①秘密保持義務 ②事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ③特定個人情報の目的外利用の禁止 ④漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ⑤委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ⑥従業者に対する監督・教育 ⑦契約内容の遵守状況について報告を求める規定
ととする。 ①秘密保持義務 ②事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ③特定個人情報の目的外利用の禁止 ④漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ⑤再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ⑥従業者に対する監督・教育 ⑦契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等 また再委託先が大田区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 その他の措置の内容 「十分である」 「大分である」 「大分である」 「対称に力を入れている」(選択肢) 「対応力を入れている」(2)十分である。 「対応力を入れている」(3) 特に力を入れている)(3) 特に力を入れている)(3) 非に力を入れている)(3) 非理が残されている)(3) 非に力を入れている)(3) 非正力を入れている)(3) 非理が残されている)(3) 非正力を入れている)(3) ま理が残されている			┃ 。 ↓ ハーケー・・・・・・ 1)特に力を入れて行っている 2)+分に行っている
リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		具体的な方法	ととする。 ①秘密保持義務 ②事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ③特定個人情報の目的外利用の禁止 ④漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ⑤再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ⑥従業者に対する監督・教育 ⑦契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等
リスクへの対策は十分か 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている 2)十分である 3)	その他	也の措置の内容	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	リスク	への対策は十分か	L
	特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 [きを残していない
の記録 1) 記録を残している 2) 記録	4た砕していたい
B/t White the	(でがしていない)
特定個人情報の提供・移転 [] (選択肢> に関するルール 1) 定めている 2) 定め	っていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か [たである
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か [^である
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か [^である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスクする措置	ク及びそのリスクに対

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれないフ	方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[(選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	hるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供し	してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	バそのリスクに対する措置	

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・滅失	・毀損リスク					
①NISC政府機関統一基準群		[政府機関で	はない]	<選択肢> 1)特に力を入れて遵 3)十分に遵守してい	守している ない	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全	全管理体制	[十分に整備し	ている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整 3) 十分に整備してい	が は ない	2) 十分に整備している
③安全	全管理規程	[十分に整備し	ている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整 3) 十分に整備してい		2) 十分に整備している
④安全 員への	全管理体制・規程の職)周知	[十分に周知し	ている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周 3) 十分に周知してい]知している ない	2) 十分に周知している
⑤物!	里的対策	[十分に行って	いる]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな		2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	②介護保限にとど。 ③データ 【東京都 ①ファイル	は は は は は は な 対策をとっ な な な な で は、	サーバー(ている。 入退室管 団体連合】 セキュリテ	ま庁舎タ 理、各種 _イ の担保		设置されており 防止対策等を う。	☆対策を行う。 J、災害による被害を最小 を厳格に実施している。
⑥技 術	斯的対策	[十分に行って	いる]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな		2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	②介証ののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	に し し し し し し し し し し し し し	利用には、 操みといっては はいっないのでは、 はいないのでは、 はいないのでは、 はいないのでは、 はいないのでは、 はいないでは、 といないでは、 はいないでは、 はいないでは、 はいないでは、 はいないでは、 はいないでは、 といないでは、 といないでは、 といないでは、 といないでは、 といないでは、 といないないでは、 といないないないでは、 といないないでは、 といないないでは、 といないないないないでは、 といないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	生 がいまた () には、	れ、いつ、誰が、誰のな 程度職員が確認を行う った場合には該当職員 間の通信はすべて暗り 一夕については日次で に対するセキュリティ 某体の管理機能及び持 パッチを配布し、定期的	たIDとパスワー 情報にアクセ ら。その際に通 員に聞き取りる 号化されてい が、ックアップ! を強化する。 操作ログ・収集	ードの組み合わせによる認 スし、どのような操作をした 質常考えうるアクセスや、時を行う。
	クアップ	[十分に行って	いる]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな <選択肢>	rっている い	2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に行って	いる]	へ選が成ノ 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな		2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[务	き生なし]			<選択肢> 1) 発生あり	2)	発生なし
	その内容							
	再発防止策の内容					71881H 611		
⑩死者	者の個人番号 ニューニー	[保管してい	る]	<選択肢> 1) 保管している	2)	保管していない
	具体的な保管方法	生存者と	死者を区別す	ることなく、	. 同じセ :	キュリティ基準で管理し	ている。	
その他	也の措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	る 2)	十分である

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスク	に対する措置の内容	受給者台帳ファイルは更新された介護保険情報、住民記録情報をもとに作成されるため、古い情報のまま保管されることはない。					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつ	までも存在するリ	スク			
消去手順		[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない	
	手順の内容	①外部記録	媒体を使用後は娘	必ずデータ	を削除することとし、使用管理	簿へ記載する手順を定めている。	
その他の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	固人情報の保管・消去に	おけるその他	のリスク及びその	のリスクに対			

Ⅳ その他のリスク対策※

	ての他のリスク	
1. 監査 ①自己点検		【選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的なチェック方法	①大田区のセキュリティ対策において毎年度の自己点検を定めている。 1.実施計画の立案 2自己点検の実施 3.点検結果の報告 4.結果に基づく改善 ②介護保険課における自己点検について、以下の内容を定めている。 ・組織長は、課内の情報セキュリティの確保及び実施手順の実施状況と有効性の評価のため、自己点検を実施する。また、必要に応じて、自己点検の結果についてセキュリティ部局管理者(福祉部長)の評価を受ける。 ・組織長は、自己点検の結果や評価の内容を踏まえ、実施手順の見直しを行う。実施手順の見直しに防しては、その結果等を課内及び関係者に十分に周知する。 介護保険課の実施手順について、平成30年8月に改訂した。
②監3	<u> </u> 査	
	具体的な内容	①監査については、大田区情報セキュリティ対策基準、セキュリティ監査事務概要に記載がある。 毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委員会に提出し、審議承認を得て実行している。 監査は第三者(業務委託者)による助言型監査を行い、監査結果は指摘内容への回答を含めて、総務 部長、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 ②重点項目評価や全項目評価対象事務については、総務課において評価5年経過到達以前の定期再 評価までに外部専門事業者による外部監査(事業名:特定個人情報保護評価書適正性確認事業)を周 期的に実施し、評価書記載内容の適正な運用状況を確認する。 この確認結果は、大田区特定個人保護評価第三者点検委員会に概要報告と意見聴取を行い、他の特 定個人情報保護評価書の点検や特定個人情報の取扱いなどに役立てることとしている。
2. 彷	業者に対する教育・ ₹	
従業者	者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	【全庁での対応】 研修については、毎年度、研修計画を人事研修部門、総務課と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 毎年度、新規採用者、転入者、主任主事、新任係長などの職層研修や、全課の担当職員に対して情報セキュリティ研修を実施している。研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 【介護保険業務に関しての対応】 ①職員に対する情報セキュリティに関係する研修・訓練の実施について、以下の内容を実施する。・研修計画の立案・実施手順等に係る研修の実施 ②新規転入職員に対して、業務研修等を実施している。 ③介護保険課全職員、必ず年一回以上の情報セキュリティ研修を実施している。

3. その他のリスク対策

情報セキュリティインシデントに迅速かつ適切に対応するため、インシデント対応への即応力、専門的知見及び情報収集力等を具備した緊急即応チームとして、大田区セキュリティ事故対応チームを設置している。

V 開示請求、問合せ

V 開水調水、向音で								
1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求								
①請求先		福祉部介護保険課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1359						
②請求		原則として本人が、区で定めた様式に必要事項を記載し、上記請求先に提出する。なお、提出時は、本人であることの確認(運転免許証、パスポート等の提示による)を実施している。						
	特記事項							
③手数料等		【 無料 】 (選択肢> 1)有料 2)無料 手数料額、納付方法:手数料は徴しないが、写しの交付を受ける場合 (手数料額、納付方法:は、写しの作成及び送付に要する費用は請求者の負担となる。)						
4個人	人情報ファイル簿の公表	<選択肢> (選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名		介護保険情報ファイル 受給者台帳ファイル 区政功労表彰者リスト 介護保険保証を審査会合議体連絡会参加者リスト 介護認定審査会委員邦規研修 出席者名簿 介護認定審査会委員現任研修 出席者名簿 報查会業業者ID一覧表 東京都避難場所等情報 転入者一覧(情報照会) 研修受講諸者一覧(別記第4号様式) 更新申籍者一管理表 主治医意勇最割支払に関するファイル 外国人氏名区分変更 給付制限オーム家賃等助成申請者一覧表 軽度者エクセル一覧 受給者台帳 生計因難者負担額軽減事業申請者一覧表 地域密者型サービス運営協議会 受給者台帳 生計困難者負担額軽減事業申請者一覧表 地域密着型サービス運営協議会 重常を養養の議事録 車放報告書一覧 都市型軽費老人ホーム施設別申込書綴 待機者名簿、入所取下者一覧、外別養護老人ホーム申込書						
	公表場所	大田区役所本庁舎2階 区政情報コーナー						
⑤法令による特別の手続								
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等								
2. 特	定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ						
①連絡先		福祉部介護保険課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1359						
②対応方法		問合せを受け付けた際は、対応内容について記録を残す。個人情報の取扱いについて条例や規則に反 している等の指摘があった場合は、迅速に調査し、的確に対応する。						
		<u> </u>						

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年8月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	大田区特定個人情報保護評価及び第三者点検委員会事務処理要領に基づいて、意見聴取を実施。
②実施日·期間	令和4年9月6日~令和4年10月5日
③期間を短縮する特段の理 由	期間短縮は行っていない。
④主な意見の内容	別紙「VI2, 3意見対応一覧」意見聴取一覧に記入。
⑤評価書への反映	別紙「VI2, 3意見対応一覧」意見聴取一覧に記入。
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年11月9日
②方法	大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会にて点検を実施
③結果	別紙「VI2, 3意見対応一覧」意見聴取一覧に記入。
4. 個人情報保護委員会の	承認【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更簡所

変更日)変更箇所 _{項目}	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月3日	I.1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の内容	別紙1_「事務の概要」参照	別紙1」「事務の概要」参照 ※区民情報系基盤システムの特定個人情報 ファイルのシステムの機能については、共通別 添資料「番号法実施に伴う情報連携に関する事 務 全項目評価書」を参照ください。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(情報連携機能で使用するファイル名について注釈を追記)」
平成27年9月3日	I5.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1 項番68	・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表第1 の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第50条(介護 保険法関係)	事後	「その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない(別表第一主務省令 が制定されたため追記)」
平成27年9月3日	I 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法 別表第2 項番1、2、3、4、5、6、17、22、26、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、106、109、108、117	<情報参照が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二の93並びに94の項・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条及び第47条 <情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「介護保険法に関する情報」が含まれている項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、117の項)別表第二の1~3項関係:第1条~第3条(健康保険法関係)[≪中略≫、主務省令の条項を追記] 第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」など、介護保険法に関する提供情報が含まれている項(5、17、22、43、81、106、108、109の項)別表第二の5項関係:第5条(船員保険法関係)[以下≪略≫、主務省令の情報を追記]	事後	「その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない(別表第二主務省令 が制定されたため追記)」
平成27年9月3日	II5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)		提供先10に「社会福祉協議会」を追加及びそれ 以降の提供先を繰り下げを行った。	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令に基づく提供先の記載誤りのため)」
平成27年9月3日	Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等によって不正に使用させるリスク)アクセス権限の発効・失効の管理	②非常勤・委託職員の介護保険システムに関する権限付与及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てIDを付与し、権限を担当部署のセキュリティ担当者に対して交付することとしている。	②非常勤・委託先従業者の介護保険システム に関する権限付与及び変更は、申請書により 所定の審査・承認を経てIDを付与し、権限を担 当部署のセキュリティ担当者に対して交付する こととしている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (表記上の用語統一のため)
平成27年9月3日	Ⅲ4.特定個人情報ファイルの 取扱の委託 特定個人情報 ファイルの閲覧者・更新者の 制限	②非常勤・委託職員の介護保険システムに関する権限付与及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てIDを付与し、権限を担当部署のセキュリティ担当者に対して交付することとしている。	②非常勤・委託先従業員の介護保険システム に関する権限付与及び変更は、申請書により 所定の審査・承認を経てIDを付与し、権限を担 当部署のセキュリティ担当者に対して交付する こととしている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (表記上の用語統一のため)
平成27年9月3日	Ⅲ4特定個人情報ファイルの 取扱の委託 特定個人情報の 提供ルール	①委託職員は常に職員と同じ場所で作業をし、 一日の作業終了後は職員にすべての情報資産 を返却している	①委託先従業員は常に職員と同じ場所で作業をし、一日の作業終了後は職員にすべての情報資産を返却している	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (表記上の用語統一のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月3日	Ⅲ.7.特定個人情報の保管・消 去⑤過去3年以内に、評価実 施機関において、個人情報に 関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり [その内容] 当機関内の保育サービス課において、平成27年6月17日私立保育園園長会受付時に、不明な第三者に布資料を持ち去られ、資料内の保育園児84名及び保護者70名、計154名分の個人情報が漏えいした。 [再発防止策の内容] 事故発生部署においては、正式な会議出席者以外に資料を持ち去られないように、第三者が立ち入り難い資料を持ち去られないように、第三者がの本人確認や記録の厳密化、資料と失に対する会議出席者への注意喚起及び個人情報管理の本人確認や記録の厳密化、資料とする。また、個人情報の厳格な取り扱いや情報セキュリティ対策の徹底に対して全庁的な取組の指示を行った。これを受け、介護保険課では本件を課内職員に周知し、個人情報を簡理の徹底と個人情報を含む会議資料配布についての認配不防止を指導した。また、外部者が容易にファアに入れないように業務終了後は速やかに扉を閉めることを徹底している	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けらい(事故発生後、再発防止策等のリスク対策を実施したため)
平成27年9月3日	V.2.特定個人情報ファイルの 取扱に関する問い合わせ	大田区福祉部介護保険課管理担当	福祉部介護保険課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1359	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(住所・電話番号の追加)
平成28年5月26日	I.7.評価実施機関における 担当部署 ②所属長	小泉邦雄	丸山祐二	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(所属長名変更)
平成28年5月26日	II.3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	計画財政部情報システム課	企画経営部情報システム課	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(所属名変更)
平成28年5月26日	II.4.特定個人情報の取扱い の委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社アール・オー・エスデザイン	株式会社ザ・アール	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(委託先の変更)
平成28年5月26日	II.4.特定個人情報の取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	介護保険課執務室内の端末を使用して入力作 業を行うが、申請書類を含め特定個人情報を 外部へ持ち出すことができないよう管理を徹底 している。	介護保険課執務室内の端末を使用し、納付勧 要及び交渉記録の入力等を行うが、滞納者一 覧等特定個人情報を外部へ持ち出すことがで きないよう管理を徹底している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (業務内容にあわせた文言の修正)
平成28年5月26日	II.4.特定個人情報の取扱い の委託 委託事項7 ⑥委託先名	当該業務を委託予定とし計画策定中のため、 委託先は未定。委託する場合は大田区のセ キュリティ基準に則し、プライバシーマークや ISMS認証準得企業であることを条件とし、セ キュリティを担保する。	株式会社ザ・アール	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先の決定)
平成28年5月26日	II.4.特定個人情報の取扱い の委託 委託事項8 ⑥委託先名	当該業務を委託予定とし計画策定中のため、 委託先は未定。委託する場合は大田区のセキュリティ基準に則し、ブライバシーマークや ISMS認証取得企業であることを条件とし、セキュリティを担保する。	株式会社ザ・アール	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先の決定)
平成28年5月26日	Ⅱ.4.特定個人情報の取扱い の委託 移転先1~7 ①法令上の根拠	番号法9条第2項、条例制定予定	住民基本台帳法第7条、大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(条例制定のため)
平成28年5月26日	れるリスク 対象者以外の情報の入手を	権限ごとにデータの参照範囲を設定している ③基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携することにより、確実に対象 を特定した連携を行うことにより、対象者以外の 個人情報の入手を禁止する。	権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ③基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。 ④介護保険システムに操作ログが記録され、い	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月26日	Ⅲ2.特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手 が行われるリスク リスクに対する措置の内容	②上記①以外の場合については、番号法施行規則を踏まえ、死成27年10月1日までに策定党 5 「介護保険申請手続きに係る本人確認に関する取扱い要綱(仮称)」によって定める。 ④介護保険システムの利用にあたってはにカードに記録されたID及びパスワードによる認証が必要。 ⑤組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう。権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ⑥操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報はアセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づ個人番号利用事業連高者が適当と認める書類等について「大田区告示第960号)」に基づき確認を行うものとする。 ④介護保険システムの利用には、ICカードに記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ⑤組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以必要。 ⑤組織ごとにデータの参照・更新範囲を設整保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらない (規定施行と表記上の統一修 正のため)
平成28年5月26日	Ⅲ2.特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情 報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	②上記①以外の場合については、番号法施行規則を踏まえ、平成27年10月1日までに策定する「介護保険申請手続きに係る本人確認に関する取扱い要綱(成称)」によって定める。 ⑤毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育する。	②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)」に基づき確認を行うものとする。 ⑤毎年、区の情報セキュリティボリシーに基づい年年、区の情報セキュリティオリティを高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。	事後	重要な変更にあたらない (規定施行と表記上の統一修 正のため)
平成28年5月26日	Ⅲ2.特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情 報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措 置の内容	②上記①以外の場合については、番号法施行規則を踏まえ、平成27年10月1日までに策定する「介護保険申請手続きに係る本人確認に関する取扱い要綱(仮称)」によって定める。	②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を 臓別するための番号の利用等に関する法律施 行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施 者が適当と認める書類等について(大田区告示 第960号)」に基づき確認を行うものとする。	事後	重要な変更にあたらない (規定施行のため)
平成28年5月26日	Ⅲ2.特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情 報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	④操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報 にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録 される仕組みとなっている。	④介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)
平成28年5月26日	Ⅲ2.特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	②システムの利用にあたってはICカード及びパスワードによる認証が必要。	②介護保険システムの利用には、ICカードに記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)
平成28年5月26日	Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要にない情報と の紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置 の内容	③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ 意識を高め、必要のない情報にアクセスしない ように教育を行っている。	③毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づ いたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識 を高め、必要のない情報にアクセスしないよう に教育している。	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)
平成28年5月26日	Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要にない情報と の紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ 意識を高め、必要のない情報にアクセスしない ように教育を行っている。 ④組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必 要組織及以下参照または更新できないよう、 権限ごとにデータの参照範囲を設定している	③毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 ④組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)
平成28年5月26日	Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用させる リスクユーザ認証の管理	③介護保険システムの利用にはICカードに記録されたIIDとパスワードの組み合わせによる認証機能を設けている。	③介護保険システムの利用には、ICカードに記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月26日	Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用させる リスク アクセス権限の発効・ 失効の管理失効の管理	①正規職員の介護保険システムに関する権限付与及び変更は人事異動時にシステム管理者により付与される。 ②非常勤・委託先従業員の介護保険システムに関する権限付与及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てIDを付与し、権限を担当部署のセキュリティ担当者に対して交付することとしている。 ⑤介護保険システムの利用にはICカードに記録されたIIDとパスワードの組み合わせによる認証機能を設けている。	①正規職員の介護保険システムに関する権限付与・失効及び変更は人事異動時にシステム管理者により付与される。②非常勤・委託先従業員の介護保険システムに関する権限付与及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てIDを付与し、交付することとしている。 ⑤介護保険システムの利用には、ICカードに記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)
平成28年5月26日	Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員。アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用させる リスク アクセス権限の管理	①介護保険システムの権限失効にあたっては、 システム管理者により人事異動時及び定期的 に確認を行い、必要の無いIDを削除する手順を 設けている。	①介護保険システムの権限は、システム管理者により人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを無効にする手順を設けている。	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)
平成28年5月26日	Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用させる リスク 特定個人情報の使用 の記録	②非常勤職員等はICカード使用簿の使用を義 務付け、承認がない限り、システムを使用でき ないよう措置を講じている。	②非常勤職員等に対してはICカード使用簿への記録を義務付け、承認がない限り、システムを使用できないよう措置を講じている。	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)
平成28年5月26日	Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使 用するリスク リスクに対する措置の内容	①毎年、大田区区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないようご教育を行っている。 ③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作としたのかが記録される仕組みとなっている。 ④業務終了後、ICカードは鍵のかかる書庫に集約して保管し、許可のない者が使えないようになっている。	①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 ③業務終了後、ICカードは鍵のかかる書庫に集約して保管し、許可のない者が使えないようになっている。 ④介護保険システムに操作ログが記録され、いっ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正、記載順 の変更のため)
平成28年5月26日	Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク4:特定故人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	③システムに接続を許可された外部媒体は使用簿により使用記録が管理され、使用者の承認がない限り、使用することができない。 ⑤端末には情報資産管理システムにより、許可された外部接続媒体以外の媒体は使用できない設定となっている。 ⑥端末には情報資産管理システムにより、許可された外部接続媒体に、何のファイルをいつ、諸が書きれた外部接続媒体に、何のファイルをいつ、諸が書き出したのかが記録されると同時に、直属の上司に書き出した情報が通知される設定となっている。	③システムに接続を許可された外部媒体は使用簿により使用記録を管理し、セキュリティ管理者等の承認がない限り、使用することができない。 ⑤情報資産管理システムにより、許可された外部接続媒体以外の媒体は端末等の機器に使用できない設定となっている。 ⑥信報資産管理システムにより、許可された外部接続媒体に、何のファイルをいつ、誰が書き出したのかが記録されると同時に、直属の上司に書き出した情報が通知される設定となっている。	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)
平成28年5月26日	Ⅲ4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限 具体的な制限方法	②非常動・委託職員の介護保険システムに関する権限付与及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てIDを付与し、権限を担当部署のセキュリティ担当者に対して交付することとしている。	②非常勤・委託先従業員の介護保険システム に関する権限付与及び変更は、申請書により 所定の審査・承認を経てIDを付与し、交付する こととしている。	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)
平成28年5月26日	Ⅲ5.特定個人情報の提供・移転 リスク2:不適切な方法で 提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	④システムの利用にあたってはICカード及びパスワードによる認証が必要。 ⑦操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	④介護保険システムの利用には、ICカードに記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ⑦介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月26日	Ⅲ6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容 【窓口等】	②上記①以外の場合については、番号法施行規則を踏まえ、平成27年10月1日までに策定する本人確認に関する手順によって定める。 ⑤毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育する。	②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)」に基づき確認を行うものとする。⑤毎年、区の情報セキュリティボリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュアナ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。	事後	重要な変更にあたらない (規定施行と表記上の統一修 正のため)
平成28年5月26日	Ⅲ6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクリスクに対する措置の内容 【窓口等】			事後	重要な変更にあたらない (項番記載誤りのため)
平成28年5月26日	Ⅲ7.特定個人情報の保管・消去 リスク1特定個人情報の漏え い・滅失・毀損のリスク ⑤物 理的対策 具体的な対策の内 容	介護保険課のセキュリティ基準で安全管理体制を、次のように定めている。 ①セキュリテイ管理者…介護保険課長をあてる。介護保険課が保有し、又は使用する情報資産に対する管理責任を負う②セキュリティ対策担当…課長から委任を受け、情報セキュリティ対策の運用を実施する。	①物理的な情報セキュリティ対策 1.災害による被害を最小限にとどめる対策	事後	重要な変更にあたらない (添付資料「評価補足シート」 からの転記誤り修正)
平成28年5月26日	Ⅲ7.特定個人情報の保管・消 リスク1特定個人情報の漏え い滅失・毀損のリスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	大田区のセキュリティ対策として、次の措置を 行っている。 ①物理的な情報セキュリティ対策 1.災害による被害を最小限にとどめる対策 2.冗長化構成 3.定期パックアップ 4.盗難防止対策 5.サーバールーム等への入退室管理 6.その他	大田区のセキュリティ対策として、次の措置を 行っている。 ①技術的な情報セキュリティ対策 1.IDとバスワードによる職員の識別及びアクセ ス権限のコントロール 2.冗長化構成 3.アクセス記録の取得 4.ファイアーヴォールの設置 5.ファイルの電子署名・暗号化 6.その他	事後	重要な変更にあたらない (添付資料 評価補足シート」 からの転記誤り修正)
平成28年5月26日	Ⅲ7.特定個人情報の保管・消去 以スク3:特定個人情報が消去 されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	②保管期間が過ぎた情報は、随時に消去する。 消去後、確かに消去されているか職員が確認 する。	③保管期間が過ぎた情報は、随時に消去する。 消去後、確かに消去されているか職員が確認 する。	事後	重要な変更にあたらない (項番記載誤りのため)
平成29年1月31日	I.1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の内容	別紙!」「事務の概要」 7 保険者事務共同処理業務	また、高額障害福祉サービス等給付費支給の 事務に個人番号を利用し、当区の介護保険と 障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを 行う。	事後	重要な変更にあたらない (業務内容に合わせた追加修 正)
平成29年1月31日	I.2.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システムI 介護保険システム ②システムの機能	 ⑨情報提供ホットワークシステム等を通じた情報提供機能・介護保険システムが抱えている住登外データを団体統合宛名管理システムへ送付する機・情報提供ホットワークシステムを通じた照会に対し、介護保険給付関係情報を提供する機能・個国保連合会への情報提供機能:被保険者の異動、要介護認定情報に関わる情報を受給者異動連絡票情報として抽出し国保連合会へ送付する機能・個人番号の参照を抑制する職員権限の強化・アクセスログ取得機能等 	③情報提供ネットワークシステム等を通じた情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会 に対応するために、統合宛名管理機能へ介護 保険給付関係情報を提供する機能 ・⑩介護保険システムで保有している住登外 データを統合宛名管理機能へ送付する機能 ・⑪東郡国民健康保険団体連合会への情報 作成機能・被保険者の異動、要介護認定情報 に関わる情報を受給者異動連絡票としてファイ ルを作成する機能 ・⑫セキュリティ機能 ・個人番号の参照を制限する職員権限の強化 機能 ・アクセスログ取得機能等	事前	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(機能をわかりやすく修 正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I.2特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム2介護保険認定審査 会システム ③他のシステムとの接続	[○]その他(ファイル共有サーバー)	[○]その他 (共有ファイルサーバー)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(語句の修正)
平成29年1月31日	I.2.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム3給付適正化システム (2)システムの機能 (3)他のシステムとの接続	②国民健康保険団体連合会から送られてくる 給付実績及び受給者台帳を取り込み、給付分析を行い、給付が適正に行われているか分析 を行う。 ③[○]その他(ファイル共有サーバー)	②東京都国民健康保険団体連合会から送られてくる給付実績及び受給者台帳を取り込み、給付分析を行い、給付が適正に行われているか分析を行う。 ③[○]その他(共有ファイルサーバー)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(語句の修正)
平成29年1月31日	I.2.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム4	①システムの名称特別養護老人ホーム優先入所システム②システムの機能特別養護老人ホームの申請内容を記録及び入所緊急度を判断し、各特別養護老人ホームに情報提供を行う。 ③他のシステムとの接続 [○]その他(介護保険システム)	①システムの名称 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、東京都国民健康保険団体 連合会が介護保険審査支払等システムにで使 者(区市町村)と東京都国民健康保険団体連合会との間で、データの送受信を行うシステムの こと。なお、保険者と東京都国民健康保険団体連合会との通信環境は専用回線を使用している。 ②システムの機能 1. 受給者情報異動連絡票データの送信機能 受給者情報関動連絡票データの送信機能 受給者情報訂正連絡票データの送信機能 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、東京都国民健康保険団体連合会へ送信する。 ② 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、東京都国民健康保険団体連合会へ送信する。 ③他のシステムとの接続 [○]その他(東京都国民健康保険団体連合会	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない、特定個人情報ファイルを取扱わなくなったシステムの削除と新たなシステムの追加)
平成29年1月31日	I.3.特定個人情報ファイル名	介護保険情報ファイル	介護保険情報ファイル、受給者台帳ファイル	事後	重要な事項の変更
平成29年1月31日	I.6.情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	<情報参照が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号 及び別表第二の93並びに94の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条及び第47条	<情報参照が出来る根拠法令> -番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号 及び別表第二の93並びに94の項 -行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。)の 第46条及び第47条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない、特定個人情報ファイルを取扱わなくなったシステムの削除と新たなシステムの追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I.6情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供が出来る根拠法令>・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「介護保険法に関する情報」が含まれている項(1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,117の項)別表第二の1~3項関係:第1条~第3条(健康保険法関係)《中略》別表第二の4、6項関係:第4条、第6条(船員保険法関係)《中略》別表第二の93、94項関係:第46,47条(介護保険法関係)《中略》別表第二の93、94項関係:第46,47条(介護保険法関係)《中略》別表第二の93、94項関係:第46,47条(介護保険法関係)《中略》別表第二の24項関係:条項未設定(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)別表第二の42項関係:条項未設定(国民健康保険法関係)別表第二の43項関係:条項未設定(高齢者の医療の確保に関する法律関係)別表第二の19項関係:条項未設定(高齢者の医療の確保に関する法律関係)別表第二の19項関係:条項未設定(高齢者の医療の確保に関する法律関係)別表第二の19項関係:条項未設定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)		事後	重要な変更にあたらない(法 改正による法令上の根拠の修 正)
平成29年1月31日	(別添1) 事務内容	図を修正	図を修正	事前	その他の項目の変更であり事
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル Ⅱ.3.特定個人情報の入手・使 用 ①入手元	地方公共団体・地方独立行政法人(情報提供 ネットワークより地方税関係情報を入手)	地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村)	事前	前の提出・公表が義務付けら
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル Ⅱ 3.特定個人情報の入手・使 用 ②入手方法	[]情報提供ネットワークシステム	[〇]情報提供ネットワークシステム	事前	重要な変更である
平成29年1月31日	町扱いの未託	特定個人情報の庁舎外への持ち出しは禁止している。パックアップ等保守で必要な場合は本区で用意した媒体等に書き出すなど管理を徹底している。	特定個人情報ファイルが格納されているサーバ 等に対する作業のみのため、直接的な特定個 人情報ファイルの提供は行っていない。	事前	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(誤記の修正)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4	無し	サーバ等機器保守委託	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載もれ)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[O]紙 []その他	[]紙 [〇]その他(申請受付及びケアマネジメント作成 業務のため、特定個人情報ファイルの提供は 発生しない。)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(誤記の修正)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項6 (旧委託事項4)	委託事項4 介護保険における端末入力等 ①委託内容:介護保険業務における端末入力等 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの 範囲:特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数 10万人以上100万人未 満 対象となる本人の範囲:介護保険システムに情報が記載されている被保険者 その妥当性:被保険者からの申請を素早く介護保険システムに人力し、迅速な事務処理に資する。 ③委託先における取扱者数:10人未満 (4委託先への特定個人情報ファイルの提供方法:[○〕その他介護保険課執務室内の端末を使用し、納付勧奨及び交渉記録の入力等を行うが、滞納者一覧等特定個人情報を外部へ持ち出すことができないよう管理を徹底している。) 《以下、変更無し省略》	委託事項6 介護保険業務における事務補助委託 ①委託内容:介護保険業務における事務補助委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲:特定個人情報ファイルの全体対象となる本人の数 10万人以上100万人未満対象となる本人の範囲:介護保険システムに情報が記載されている被保険者その妥当性:制度案内、申請受付・内容確認、書類不備の問合せ、介護保険システムへの入力作業、通知書発送作業等介護保険に関する事務を委託することで、事務の効率化を図ることが出来る。事務を行うためには、特定個人情報ファイルの利用が必要である。 ③委託先における取扱者数:10人以上50人未満。 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法:[○]その他(介護保険システム端末により特定個人情報ファイルを利用する。) 《以下、変更無し省略》	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項6 (旧委託事項7)	委託事項7 負担限度額認定申請事務委託 ①委託内容:負担限度額認定申請に係る添付 書類の確認、問合せ・システム入力 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの 範囲:特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数 10万人以上100万人未 満 対象となる本人の範囲:介護保険システムに 情報が記載されている被保険者 その妥当性:被保険者からの申請書類を確 認、書類不備の問合せ、介護保険システムに 入力し、迅速な事務処理に資する。 ③委託先における取扱者数:10人以上50人未 満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方 法:無し 《以下、変更無し省略》	上記に同じ(委託事項6に集約)	事前	重要な変更である
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル I 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項6 (旧委託事項8)	委託事項8 高額介護サービス費勧奨事務委託 ①委託内容:高額介護サービス費勧奨申請書 類の確認、問合せ、システム入力 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの 輸囲・特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数 10万人以上100万人未 満 対象となる本人の範囲:介護保険システムに 情報が記載されている被保険者 その妥当性:被保険者からの申請書類を確認。書類不備の問合せ、介護保険システムに 入力し、迅速な事務処理に資する。 ③委託先における取扱者数:10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法:無し 《以下、変更無し省略》	上記に同じ(委託事項6に集約)	事前	重要な変更である
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル 耳4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項7(旧委託事項5) ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[○]その他 (介護保険課執務室内の端末を使用し、納付勧奨及び交渉記録の入力等を行うが、滞納者一覧等特定個人情報を外部へ持ち出すことができないよう管理を徹底している。)	[○]その他(介護保険システム端末により特定個人情報ファイルを利用する。滞納者一覧等特定個人情報を外部へ持ち出すことができないよう管理を徹底している。)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(表記上の統一修正の ため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 提供先1~26、28~31 ①法令上の根拠	①法令上の根拠:番号法19条第7項	①法令上の根拠:番号法19条第7号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(誤記の修正のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 提供先1,2,3,4、5,6、8、9、 10,12,13,14、16、18、19、 20、23、24、29、31 ③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(表記上の統一修正のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 提供先2.3 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(表記上の統一修正の ため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	船員保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(表記上の統一修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 提供先5 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法 律第三十号附則第三十九条の規定によりなお 徒前の例によるものとされた平成十九年法律第 三十号第四条の規定による改正前の船員保険 法による医療保険給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	船員保険法による医療保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号等四条の規定による改正前の船員保険法による医療保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(表記上の統一修正のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 提供先7、28 ③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関す る給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(表記上の統一修正のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 提供先11 ③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	私立学校教職員共済法第二十五条において準 用する国家公務員共済組合法第六十条第一項 に規定する他の法令による給付の支給に関す る情報	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(表記上の統一修正の ため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 提供先14 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法による医療保険給付の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(表記上の統一修正のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移転に(を託に伴うものを除く) 担供先15 ③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(表記上の統一修正の ため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 提供先17 ③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法第六十二条第一項 に規定する他の法令による給付の支給に関す る情報	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(表記上の統一修正の ため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 提供先21 ③提供する情報 《別紙2に記載》	介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条 第一項に規定する他の法令による給付の支給 に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(表記上の統一修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル IS・特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 提供先22 ③提供生る情報 ≪別紙2に記載≫	介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第百十条に おいて準用する介護保険法第百三十六条第一 項(同法第百四十条第三項において準用する 場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第 四十一条第一項の規定により通知することとさ れている事項に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(表記上の統一修正の ため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 提供先25 市町村 ≪別紙2に記載≫	①法令上の根拠:番号法19条第7項 別表第2 第93項 ②提供先における用途:介護保険法による保険 給付の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの ③提供する情報:介護保険法による保険給付 の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で定めるもの 4.提供する情報の対象となる本人の数:10万人 以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:介護 保険システムに記録されている被保険者及び その世帯員等のうち、個人番号を有する者 ⑥提供方法:[○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:随時	削除 提供先26⇒提供先25に番号繰り上げ変更	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(誤記修正のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 提供先25(旧提供先26) ②提供先における用途 《別紙21に記載》	介護保険法による保険給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による介護保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(表記上の統一修正のため)
平成29年1月31日	転に(未託に伴さものた除/)	提供先27 厚生労働大臣又は共済組合等 ①法令上の根拠:番号法19条第7項 別表第2 第95項 ②提供先における用途:介護保険法による特別 徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関 する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:介護保険法による保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で定めるもの ≪以下変更なし省略≫	提供先26 厚生労働大臣又は共済組合等①法令上の根拠:番号法19条第7項号 別表第2第95項 ②提供先における用途:介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報 《以下変更なし省略》	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(表記上の統一修正の ため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル I 5.特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 提供先27 《別紙2に記載》	無し	都道府県知事又は保健所を設置する市の長 ①法令上の根拠 番号法19条第7号 別表第2 第97項 ②提供先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による 費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報・介護保険給付等関係情報 ④提供する情報・介護保険給付等関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数:10万人 以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:介護 保険システムに記録されている被保険者及び その世帯負等のうち、個人番号を有する者 ⑥提供方法:(○)情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度: 随時	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(別表第二主務省令が 制定されたため追記)」

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 提供先30 ③提供する情報 《別紙2に記載》	介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令 により行われる給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (表記上の統一修正のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 提供先32 ≪別紙2に記載≫	無し	都道府県知事 ①法令上の根拠:番号法19条第7号 別表第2 第8項 ②提供先における用途: ③提供する情報の方護保険給付等関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数:10万人 以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:介護 保険システムに記録されている被保険者及び その世帯員等のうち、個人番号を有する者 ⑥提供方法:(○)情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度: 随時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令が制定されたため追記)」
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 提供先33 《別紙2に記載》	無し	市町村長 ①法令上の根拠:番号法19条第7号 別表第2 第11項 ②提供先における用途: ③提供する情報:介護保険給付等関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者 ⑥提供方法:(○)情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:随時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令が制定されたため追記)」
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 移転先1	提供先2区民部課税課 提供先3区民部納税課 等	移転先1 区民部 ①法令上の根拠 番号法別表第二第27項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下、「大田区番号条例」とする)第3条 等変更以下項番変更	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない (表記上の統一修正のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 移転先2	提供先4区民部国保年金課 ①法令上の根拠 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 ②移転元は対る用途 介護保険法及び国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	提供先2 区民部 ①法令上の根拠 番号法別表第二第 42,43,80,83項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項等変更 ②移転先における用途・国民健康保険法による医療保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務・高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務・後期高齢者医療の被保険者の葬祭を行う者に対する葬祭給付金の支給に関する事務	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 移転先3	提供先5福祉部管理課及び福祉部高齢福祉課①法令上の根拠 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 ②移転先における用途 介護保険制度以外の高齢者福祉に関する事務	移転先3 福祉部 ①法令上の根拠 番号法別表第二第61,62項 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ②移転先における用途・老人福祉法による福祉の措置に関する事務・老人福祉法による費 用の徴収に関する事務	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 移転「先4	提供先6福祉部障害福祉課 ①法令上の根拠 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例3条第2項 ②移転先における用途 障害福祉サービスの 給付に関する事務	移転先4 福祉部 ①法令上の根拠 番号法別表第二第108項 大田区行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する条例第3条 ②移転先における用途 障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法律に よる自立支援給付の支給又は地域生活支援事 業の実施に関する事務	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 移転「先5	提供先7福祉部生活福祉課 ①法令上の根拠、大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 ②移転先における用途 介護扶助給付に関する事務及び保険料徴収に関する事務	移転先5 福祉部 ①法令上の根拠 番号法別表第二第26項 大田区行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する条例第3条 ②移転先における用途 生活保護法による保 護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する 事務	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 移転先6	無し	移転先6 福祉部 ①法今上の根拠 番号法別表第二第11項 大田区行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する条例第3条 ②移転先における用途 児童福祉法による障 害児通所給付費、特例障害児通所給付費若し (は高額障害児通所給付費の支給又は障害福 祉サービスの提供に関する事務 ③移転する情報 介護保険給付実施関係情報 及び保険料徴収関係情報 他	事後	重要な変更にあたらない(法 令上の根拠の追加)」
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 移転先7	無し	移転先7 福祉部 ①法令上の根拠 番号法別表第二第87項 大田区行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する条例第3条 ②移転先における用途 残留邦人等支援給付 等の支給に関する事務 ③移転する情報 介護保険給付実施関係情報 他	事後	重要な変更にあたらない(法 令上の根拠の追加)」
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 移転先8	無し	移転先8 総務部 ①法令上の根拠 番号法別表第二第56の2項 大田区行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する条例第3条 ②移転先における用途 災害対策基本法によ る被災者台帳の作成に関する事務 ③移転する情報 介護保険給付実施関係情報 他	事後	重要な変更にあたらない(法 令上の根拠の追加)」
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 移転先9	提供先1 地域力推進部各特別出張所、区民部 戸籍住民課 ①法令上の根拠 住民基本台帳法第7条、大 田区行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する条例第3条第3 項 ②移転先における用途 要介護・要支援認定に 関する事務及び介護保険料徴収に関する事務 ③移転する情報 介護保険法による今1番・要 支援関連情報及び保険料の徴収に関する情報	移転先9 区民部 ①法令上の根拠 住民基本台帳法第7条第1項 第10号 ②移転先における用途 住民票発行業務で介 護認定情報を行政欄に記載する。 ③移転する情報 資格・認定情報	事後	重要な変更にあたらない (表記上の統一修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 移転先10	無し	移転先10 福祉部 ①法令上の根拠 番号法別表第二第90項 大田区行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する条例第3条 ②移転先における用途 原子爆弾被爆者に対 する援護に関する法律による介護手当の支給 に関する事務 ③移転する情報 介護保険給付実施関係情報 他	事後	重要な変更にあたらない (記載漏れ)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移転に(委託に伴うものを除く) 移転先11	無し	移転先11 福祉部 ①法令上の根拠 大田区行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関 する条例第3条 ②移転先における用途 大田区介護保険高額 介護サービス費等資金貸付条例(平成12年条 例第26号)による介護保険給付に係るサービス 費の額に相当する資金の貸付けに関する事務 ③移転する情報 介護保険関係情報 他	事後	重要な変更にあたらない (条例追加のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 移転先12	無し	移転先12 福祉部 ①法令上の根拠 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ②移転先における用途 生計を営むことが困難である者に対する介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務 ③移転する情報 介護保険関係情報 他	事後	重要な変更にあたらない (条例追加のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 移転先13	無し	移転先13 福祉部 ①法令上の根拠 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ②移転先における用途 障害者に対する訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護に係る利用者負担額の助成に関する事務 ③移転する情報 介護保険関係情報 他	事後	重要な変更にあたらない (条例追加のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル II.5.特定個人情報の提供・移 転に(委託に伴うものを除く) 移転先14	無し	移転先14 福祉部 ①法令上の根拠 条例制定予定 ②移転先における用途 大田区低所得世帯に 対する介護保険料減額取扱要網(平成21年 月3日21福介発第10823号副区長29第4条 の規定による申請の受理、当該申請に係る審 査又は当該申請に対する応答に関する事務 ③移転する情報 介護保険関係情報 他	事後	重要な変更にあたらない (条例追加のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル I 6.特定個人情報の保管・消 去 ②保管期間 ③消去方法	②保管期間 期間 [定められていない] その妥当性 空欄 ③消去方法 消除者(転出者、死亡者等)の情報は住民記録 システムでは物理的に消去されない仕組みと なっている。 ・保存期間を過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特 定のでは、外部業者による溶解 処理を行い廃棄する。 ・特定個人情報等の重要な情報資産について は、物理的破壊またはデータ消去ソフトの使用 により、情報資産を復元できないように消去を 行うことをルール化している。	②保管期間期間[6年以上10年未満] その妥当性	事前	重要な変更にあたる
平成29年1月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要	無し	1特定個人情報ファイル名: 受給者台帳ファイル 《以下、概略情報追加》	事前	重要な事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル III.2.特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行 われるリスク 措置の内容	【システム】③基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。	【システム】③区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。	事前	重要な変更にあたらない (表記上の修正のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル Ⅲ.2.特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入 手が行われるリスク	④介護保険システムの利用には、ICカードに記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ⑤組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ⑥介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、基盤システムに限定する。	【システム】④介護保険システムの利用には、ICカード、生体登録等(以下、ICカード等という)に記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ⑤組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう。権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ⑥介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム問認証により、区民情報系基盤システムに限定する。	事前	重要な事項の変更
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル Ⅲ.2.特定個人情報の入手 リスク3:入事上た特定個人情 報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措 置の内容	⑤基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。	【システム】 (⑤区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。	事前	重要な変更にあたらない (表記上の修正のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル Ⅲ.2.特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク ・リスクに対する措置の内容	②介護保険システムの利用には、ICカードに記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム問認証により、基盤システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。	【システム】 ②介護保険システムの利用には、ICカード等に 記録されたIDとパスワードの組み合わせによる 認証が必要。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険 認定審査会システムを除く)との連携により個 人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。 ④介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共 有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。	事前	重要な事項の変更
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル Ⅲ.3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者によっ て正に使用されるリスク ・ユーザ認証の管理 ・具体的な管理方法	給し、ICカードに記録されたIDとパスワードによる認証を行っている。 ②ICカードによる認証に使用されるパスワード は半年ごとに強制的に書き換えなければならないこととしている。 ③介護保険システムの利用には、ICカードに記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ④介護保険システムの管理機能によって利用	【システム以外】 ①ICカード等を、他人に貸与や、使用をさせてはならない。 ②離席時や業務上必要のないときは、ICカード等をカードリーダ若しくはパンコン等の情報機器のスロット等から抜いておかなければならない。 ③ICカード等による認証に使用されるパスワードは、年1回以上書き換えなければならないこととしている。 [システム】 ④介護保険システムの利用には、ICカード等に記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ⑤介護保険システムの管理機能によって利用可能なIDの一覧及びIDごとのログを記録している。	事前	重要な事項の変更
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル 皿3.4特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク ・リスクに対する措置の内容	①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ所修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 ②申請書等の個人情報が記載された資料は鍵付の書庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁じている。 ③システムに接続を許可された外部媒体は使用簿により使用記録を管理し、セキュリティ管理者等の承認がない限り、使用することができない。	【システム以外】 ①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。②申請書等の個人情報が記載された資料は鍵付の書庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁じている。 ③原則・一夕移動のみ許可された外部媒体を使用し、使用し、使用管理簿に使用者・使用時間等を記載し、システム管理者等の確認を得る。	事前	重要な事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル Ⅲ.4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの記録 ・具体的な方法	①非常勤職員等による、介護保険事務補助業務委託及び介護保険判納付勧奨業務委託については、ICカード使用簿に作業内容を記録させ提出させている。 ②作業等で必要となるハードディスク等の媒体は区が用意したものを使い、外部へ持ち出せないように管理している。 ③介護保険システムについては操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム以外】 ①非常勤職員等による、介護保険事務補助業務委託及び介護保険料納付勧奨業務委託については、ICカード使用簿に作業内容を記録させ提出させている。 【システム】 ②介護保険システムについては操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	事前	重要な事項の変更
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル 皿4特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 ・委託元と委託先間の提供に 関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法	①委託先従業員は常に職員と同じ場所で作業をし、一日の作業終了後は職員にすべての情報資産を返却している。	【システム以外】 以下の点について、委託契約書に明記することとしている。 ①委託先は、特定個人情報の目的外利用及び 第三者に提供してはならないこと、特定個人情 報の複写、複製、又はこれらに類する行為をす ることはできない。 ②委託先においても個人情報の漏えい、滅失 又は毀損の防止等に関する安全確保の措置の 義務付け。 ③当区の情報セキュリティ管理者が委託契約 の調査事項に基づき、必要があるときは委託先 に対して調査を行い、又は報告を求める。	事前	重要な事項の変更
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル 皿、5特定個人情報の提供・移転 リスク1:不正な提供・移転が 行われるリスク ・特定個人情報の提供・移転 の記録	①特定個人情報を提供・移転する際は、番号法第19条の規定や条例に基づたものであることを条件とし、申請書等の保存により記録を保持する。 ②介護保険システムにおいては操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。また、適法なもの以外の提供、移転を受け付けない仕組みとなっている。	【システム以外】 ①特定個人情報を提供・移転する際は、番号法第19条の規定や条例に基づたものであることを条件とし、申請書等の保存により記録を保持する。 【システム】 ②区民情報系基盤システムとのデータ連携は、その都度、ログファイルを作成し、いつ、どのデータ・ファイルが連携されたか等のログを保持している。	事前	重要な事項の変更
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル Ⅲ.5.特定個人情報の提供・移転リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク・リスクに対する措置の内容	①通常のデータの提供・移転は情報ネットワークまたは庁内連携ネットワークのみで行う。 ②突発的かつデータ連携で設計されていないデータの抽出・集計については、公文書による依頼にで行うこととする。 ③受領した作業依頼文書については、番号法で許可されているか、あるいは条例で定めが。 ④介護保険システムの利用には、ICカードに記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ⑤介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個別告報を必要を決していては、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、基盤システムに限定する。 ⑥介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御及びシステム目認証により、基盤システムに限定する。 ⑥介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワーグアクセス制御及びシステムに関を計算により、基盤システムと介護認定審査会システムの連携はネットワーグアクセスとが認証により、基盤システムと介護認定審査会システムの連携はネットワーグアセスして行い、暗号化されたファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑦介護保険システムに操作でが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	①突発的かつデータ連携で設計されていないデータの抽出・集計については、公文書による依頼にて行うこととする。 ②受領した作業依頼文書については、番号法で許可されているか、あるいは条例で定めがあるか確認した後に、提供・または移転を行う。 ③通常のデータの提供・移転は区民情報系ネットワークで行う。 ④介護保険システムの利用には、ICカード等に記録がされたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ⑤介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の人手元をネットワークアウセス制御及びシステムに限定する。 ⑤介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御及びシステムに限定する。 ⑤介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたフィンにより連携するように設計されている。 ⑦介護保険システムに操作ログが記録され、いっ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	事前	重要な事項の変更
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル Ⅲ6情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク2安全が保たれない方 法によって入手が行われるリ スク・リスクに対する措置の内容	【システム】 ①情報提供ネットワークにおいては、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはソPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離し暗号化を行っている。	①情報提供ネットワークにおいては、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離し暗号化を行っている。	事後	重要な変更にあたらない (誤記の修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル 皿.6.情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク4.入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク ・リスクに対する措置の内容	【システム】 ①操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置している。	【窓口】 ⑤操作端末の画面は来庁者から見えない位置 に配置している。	事後	重要な変更にあたらない (表記上の修正のため)
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル Ⅲ.6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5.不正な提供が行われるリスク・リスクに対する措置の内容	【事前の手続等】 ①個人情報保護審議会へ諮問、報告する内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。②データ抽出などの電算処理の依頼が検式にて放頼を受理することとしている。 小護保険課では、その依頼を確認し、必要な情報を構造して処理する。処理後、所定の様式に依頼を確認し、必要な情報を積金して処理する。処理後、所定の様はのあった課へ回答することで不正に提供・移転されることを防いでいる。 【システム】 ①他システムとの情報連携は、人手を介さない「メッセージ転送方式」で行うこととし、その作業記録を取得している。 ②他業務への提供・移転はシステム連携基盤を介してのみ実施される。所要の手続きを経て下されたシステムとのか連携することとし、連携仕様が改変される際は本様動前に動作検証を必須としている。 《以下、変更無し省略》	【システム以外】 ①大田区情報公開・個人情報保護審議会へ諮問、報告する内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。 【システム】 ①特定個人情報は人手を介さないファイル転送方式とし、提供する先は区民情報系基盤システムに限定することで誤った相手に提供・移転することを防いでいる。 《以下、変更無し省略》	事前	重要な事項の変更
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル Ⅲ.6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6.不適切な方法で提供されるリスク	【事前の手続等】 ①個人情報保護審議会へ諮問・報告する内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。②データ抽出などの電源処理の依頼が他課からある場合、依頼する他課は、所定の様式にて処理の目的・概要、記録項目などを明記した依頼を登理することとしている。介護保険課では、その依頼を確認し、必要な情報を授理することとで不正に提供・移転されることを防いでいる。【システム】 ①他システムとの情報連携は、人手を介さない「メッセージ転送方式」で行うこととし、その作業記録を取得している。②地業務への提供・移転はシステム連携基盤を介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が改変される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が改変もなる際は本稼動前に動作検証を必須としている。 《以下、変更無し省略》	【システム以外】 ①大田区情報公開・個人情報保護審議会へ諮問・報告する内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。 【システム】 ①特定個人情報は人手を介さないファイル転送方式とし、提供する先は区民情報系基盤システムに限定することで誤った相手に提供・移転することを防いでいる。 《以下、変更無し省略》	事前	重要な事項の変更
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル Ⅲ.6.情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク7.誤った情報を提供して しますリスク、誤った相手に提 供してしまうリスク		①大田区情報公開・個人情報保護審議会へ諮問報告する内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。	事前	重要な事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル Ⅲ7.特定個人情報の保管・消 去 リスク1.特定個人情報の 漏えい、滅失・消去 ⑥技術的対策	大田区のセキュリティ対策として、次の措置を 行っている。 ①技術的な情報セキュリティ対策 1.IDとパスワードによる職員の識別及びアクセ ス権限のコントロール 2.冗長化構成 3.アクセス記録の取得 4.ファイアーウォールの設置 5.ファイルの電子署名・暗号化 6.その他	大田区のセキュリティ対策として、次の措置を行っている。 ①技術的な情報セキュリティ対策 1.IDとパスワードによる職員の識別及びアクセス権限のコントロール 2.アクセス記録の取得 3.ファイアーウォールの設置 4.ファイルの電子署名・暗号化 5.その他	事前	重要な事項の変更
平成29年1月31日	介護保険情報ファイル Ⅲ7、特定個人情報の保管・消 去・リスク3、特定個人情報が 消去されずいつまでも存在す るリスク ・手順の内容		【システム以外】 「周書等は申請年及び保管期限ごとに分けて保存し、保管期間を過ぎたものは定期的に溶解処分している。 ②外部記憶媒体やサーバ等の廃棄に伴うデータ消去については、記憶媒体の完全初期化等情報を復元できないように処置する手順を設けている。 【システム】 ③保管期間が過ぎた情報は、随時に消去する。消去後、確かに消去されているか職員が確認する。	事前	重要な事項の変更
平成29年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおける対策 1~7	無し	受給者台帳ファイルに関する内容を追加	事前	重要な事項の変更
平成29年1月31日	IV.その他のリスク対策 1.監査 ①自己検査 ・具体的なチェック方法	①大田区のセキュリティ対策において毎年度の自己点検を定めている。 1 実施計画の立案 2自己点検の実施 3.点検結果の報告 4.結果に基づく改善 今年度は平成26年12月~平成27年1月にかけて実施した。 ②介護保険課における自己点検について、以下の内容を定めている。・組織長は、誤内の情報セキュリティの確保及び実施手順の実施状況と有効性の評価のため、自主点検を実施する。また、必要に応じて、自主点検の結果についてセキュリティ部局管理者(区民部長)の評価を受ける。・組織長は、自主点検の結果についてセキュリティ部局管理者(区民部長)の評価を受ける。・組織長は、自主点検の結果等を課内及び関係者に十分に開しては、その結果等を課内及び関係者に十分に周知する。介護保険課の実施手順について、平成27年1月に改訂した。	①大田区のセキュリティ対策において毎年度の自己点検を定め実施している。 1.実施計画の立案 2自己点検の実施 3.点検結果の報告 4.結果に基づく改善 ②介護保険課における自己点検について、以下の内容を定めている。 ・組織長は、課内の情報セキュリティの確保及び実施手順の実施状況と有効性の評価のため、自主点検を実施する。また、必要に応じて、自主点検の結果についてセキュリティ部局管理者(福祉部長)の評価を受ける。・組織長は、自主点検の結果や評価の内容を踏まえ、実施手順の見直しを行う。実施手順の見直しに際しては、その結果等を課内及び関係者に十分に周知する。 介護保険課の実施手順について、平成28年8月に改訂した。	事後	重要な変更にあたらない (誤記の修正・実施状況の反 映)
平成29年1月31日	IV.その他のリスク対策 1.監査 ②監査 ・具体的な内容	監査については、大田区情報セキュリティ対策 基準、セキュリティ監査事務概要に記載がある。 毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委 員会に提出し、審議承認を得て実行している。 監査は第三者(業務委託者)による助言型監査 を行い、監査結果は指摘内容への回答を含め て、総務部長、大田区情報セキュリティ委員会 に報告を行っている。 今年度は、平成26年5月~10月にかけて実施した。	①監査については、大田区情報セキュリティ対策基準、セキュリティ監査事務概要に記載がある。 毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委員会に提出し、審議承認を得て実行している。監査は第三者(業務委託者)による助言監査を行い、監査結果は指例容への回答を含めて、総務部長、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 ②重点項目評価や全項目評価対象事務については、総務課において評価与年経過到達以前の定期再評価をで「一、中で経過到達以前の定期再評価まで「一、中で経過到達以前の定期再評価まで「一、中で経過事業と、持定個人情報保護評価書適正性確認事業)を周期的に実施し、評価書記載内容の適正な運用状況を確認する。ことでで確認を其実は、大田区特定個人保護評価第三者点検委員会に概要報告と意見聴取を行い、他の特定個人情報保護評価書の点検や特定個人情報の取扱いなどに役立てることとしている。	事後	重要な変更にあたらない (実施状況の反映とリスク対 策の向上)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	Ⅳ.その他のリスク対策2.従業者に対する教育・啓発・具体的な方法	【全庁での対応】 研修については、毎年度、研修計画を人材育成担当、総務課情報セキュリティ対策担当と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 平成26年度では、新規採用者、転入管理職、管理職候補者を含む新任係長、主任主事10年目に研修を実施している。研修後は、受講者アンケートを実施している・研修後は、受講者アンケートを実施してアードバックを行っている。(平成25年度には、全管理職向けの情報セキュリティ研修を実施。) 研修結果は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 《以下、変更無し省略》	【全庁での対応】 研修については、毎年度、研修計画を人事研修部門、総務課と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。毎年度、新規採用者、転入者、主任主事、新任係長などの職層研修や、全課の担当職員に対して情報セキュリティ研修を実施している。研修実施、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。 研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 《以下、変更無し省略》	事後	重要な変更にあたらない (実施状況の反映とリスク対 策の向上)
平成29年1月31日	VI.評価実施手順 1.基礎項目評価 ①実施日	平成28年5月17日	平成29年1月24日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価実施日の更新)
平成29年1月31日	VI.評価実施手順 2.国民・住民等からの意見の 聴取 ②実施日・期間	平成27年2月12日~平成27年3月13日	平成27年2月12日~平成27年3月13日(初回) 平成28年11月2日~平成28年12月1日(2回 目)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(実施期間の更新)
平成29年1月31日	VI.評価実施手順 3.第三者点検 ①実施日	一次点検平成27年1月26日、二次点検平成27 年3月23日	①一次点検平成27年1月26日、二次点検平成27年3月23日 ②一次点検平成28年10月20日、二次点検平成28年12月19日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(点検実施日の更新)
平成29年6月9日	II ファイルの概要 介護保険 情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 委託事項1 介護保険システ ムの保守 (6)委託先名	株式会社富士通システムズ・イースト	富士通株式会社	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(委託先名称の変更)
平成29年6月9日	I ファイルの概要 介護保険 情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 委託事項2 介護保険認定審 査会システムの保守・運用 ⑥委託先名	株式会社富士通システムズ・イースト	富士通株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先名称の変更)
平成29年6月9日	II ファイルの概要 介護保険 情報ファイル 4、特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 委託事項6 介護保険業務に おける事務補助委託 ⑥委託先名	株式会社ザ・アール	テンプスタッフ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(委託先の変更)
平成29年6月9日	II ファイルの概要 介護保険 情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転、委託に伴うものを除く) 移転先14 ①法令上の根拠	条例制定予定	大田区行政手続きにおける特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(条例制定のため)
平成29年6月9日	I ファイルの概要 介護保険 情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先14 ②移転先における用途	障害者に対する訪問介護、介護予防訪問介護 及び夜間対応型訪問介護に係る利用者負担額 の助成に関する事務	低所得世帯に対する介護保険料の減額に関する事務であって規則で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(条例制定のため)
平成29年6月9日	IVリスク対策(その他) 1.監査 ①自己点検 具体的な チェック方法	今年度は平成26年12月~平成27年1月にかけ て実施した。	「今年度は平成26年12月~平成27年1月にか けて実施した。」の記述を削除	事後	継続的な実施状況の反映で あり、重要な変更にあたらな い

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月9日	I 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<情報提供が出来る根拠法令> 別表第二の1~3項関係:第1条~第3条(健康保険法関係) 別表第二の4、6項関係:第1条、第6条(船員保険法関係) 別表第二の33項関係:条項未設定(私立学校教職員共済法関係) 別表第二の38項関係:条項未設定(国家公務員共済組合法関係) 別表第二の58項関係:条項未設定(地方公務員等共済組合法関係) 一中略- 別表第二の97項関係:条項未設定(地方公務月等共済組合法関係) 一中略- 別表第二の97項関係:第49条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) 別表第二の106項関係:第53条(独立行政法人日本学生支援機構法関係) 別表第二の106項関係:第55条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)		事後	法改正に伴う法令上の根拠の追加と削除
平成29年6月9日	I ファイルの概要 介護保険情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く)	提供先1 厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法19条第7号 別表第2 第1項 ②提供先における用途 健康保険法第五条第 二項の規定により厚生労働大臣が行うこととさ れた健康保険に関する事務であって主務省令 で定めるもの 以下省略	記述を削除	事後	法改正に伴い法令上の根拠の削除
平成29年6月9日	I ファイルの概要 介護保険 情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く)	提供先28 独立行政法人日本学生支援機構 ①法令上の根拠 番号法19条第7号 別表第2 第106項 ②提供先における用途 独立行政法人日本学 生支援機構法による学資の貸与に関する事務 であって主務省令で定めるもの 以下省略	記述を削除	事後	法改正に伴い法令上の根拠の削除
平成29年6月9日	VI.評価実施手順 1.基礎項目評価 ①実施日	平成29年1月24日	平成29年5月26日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価実施日の更新)
平成29年12月22日	I基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム ②システムの機能	先頭部分に文言追加	以下の記述を先頭部分に追加 介護保険法、その他関係条例等に基づき、介 護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給 付管理及び保険料の賦課、徴収事務を行う(介 護予防、日常生活支援総合事業に関する事務 を含む) 以下の事務において行政手続きにおける特定 の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律及び厚生労働省令の規定に基づき、特 定個人情報を取り扱う。	事後	重要な変更にあたらない。(補 足説明の追加であるため)
平成29年12月22日	I ファイルの概要 介護保険 情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 委託事項6 介護保険業務に おける事務補助委託	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 介護保険システム端末により特定個人情報ファ イルを利用する。	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 介護保険システム端末により特定個人情報ファ イルを利用する。委託先担当者と介護保険課職員のみ利用できる共有ファイルサーバーを利 用し、情報提供する。	事後	重要な変更にあたらない。
平成29年12月22日	Ⅱ ファイルの概要 介護保険 情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 委託事項7 介護保険料納付 勧奨業務委託 ⑥委託先名	株式会社ベルシステム24	株式会社エコシティサービス	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月22日	I ファイルの概要 介護保険情報ファイル 情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 委託事項8 介護保険認定業 務及び総合事業業務の一部 業務委託	無し	委託事項8 介護保険認定業務及び総合事業業務の一部業務委託に関する以下の事項を追記 ①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ③委託先における取り扱い者数 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ⑤委託先名の確認方法 ⑥委託先名 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	事前	重要な事項の変更
平成29年12月22日	VI.評価実施手順 1.基礎項目評価 ①実施日	平成29年5月25日	平成29年12月8日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れていない
平成29年12月22日	VI.評価実施手順 2.国民・住民等からの意見の 聴取 ①実施日・期間	平成27年2月12日~平成27年3月13日(初回) 平成28年11月2日~平成28年12月1日(2回目)	平成29年10月2日~平成29年10月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成29年12月22日	VI.評価実施手順 3.第三者点検 ①実施日	一次点検平成28年10月20日、二次点検平成28年12月19日(再評価)	平成29年11月24日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成29年12月22日	IV.その他のリスク対策 1.監査 ①自己検査 ・具体的なチェック方法	・(省略)、自主点検を実施する。また、必要に 応じて、自主点検の結果について(中略) ・組織長は、自主点検の結果や評価の内容を 踏まえ(省略)	・(省略)、自己点検を実施する。また、必要に 応じて、自己点検の結果について(中略) ・組織長は、自己点検の結果や評価の内容を 踏まえ(省略)	事後	重要な変更にあたらない (表記上の修正のため)
平成30年6月25日	I基本情報 7.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	丸山祐二	黄木隆芳	事後	重要な変更にあたらない (人事異動のため)
平成30年6月25日	■ファイルの概要 介護保険 情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項6 委託先名	委託先名 テンプスタッフ株式会社	委託先名 株式会社日本ビジネスデータープロセシングセンター	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先の変更)
平成30年6月25日	■ファイルの概要 介護保険 情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項8 委託先名	平成30年1月から委託実施予定。委託先名は 入札後決定	委託先名 株式会社日本ビジネスデータープロセシングセンター	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(委託先の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月25日	別添2特定個人情報ファイル 記録項目	<認定情報> 申請情報、認定調査関連情報、主治医意見書 情報、一次判定情報、審査会情報、認定情報	< 認定情報> 申請情報※、認定調査関連情報※、主治医意 見書情報※、一次判定情報※、審査会情報 ※、認定情報※ ※認定情報とついては要配慮個人情報を含む	事後	重要な変更にあたらない
平成30年6月25日	IV 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日	平成29年12月8日	平成30年5月25日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(評価実施日の更新)
令和1年6月21日	Ⅱファイルの概要 委託先名	平成30年1月から委託実施予定。委託先名は 入札後決定	株式会社日本ビジネスデータープロセシングセ ンター	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先の変更)
令和1年6月21日	携②法令上の根拠	別表第二の94項関係:第46.47条(介護保険法 関係) 別表第二の117項関係:条項未設定	別表第二の93項関係: 第45家(介護体険法関係) 別表第二の94項関係: 第47条(介護保険法関係) 別表第二の117項関係: 第59条2の2	事後	法改正に伴う法令上の根拠の追加及び修正
令和1年6月21日	I基本情報 7.評価実施機関における担当	黄木隆芳	介護保険課長	事後	様式変更のため
令和1年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおける対策 7.特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施 期間において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	発生あり 当機関内の保育サービス課において、平成27年6月17日私立保育園園長会受付時に、不明な第三者に配布資料を持ち去られ、資料内の個人情報が漏えいした。 事故発生部署においては、正式な会議出席者以外に資料を持ち去られないように、第三社が立ち入り難い資料を持ち去られないように、第三社が立ち入り難い資料を市場所の対応、資料授受の本人確認や記録の厳密化、資料ナ失に対する会議出席者への注意喚起及び個人情報管理の本人体での研修の実施等の徹底を行うこととする。また、個人情報の厳格な取り扱いや情報セキュリティ対策の徹底に対して全庁的な取り組みの指示を行った。これを受け、介護保険課では本件を課内職員に周知し、個人情報管理の徹底と個人情報を含む会議資料配布についての誤配布防止を持導した。また、外部者が容易にフロアに入れないように業務終了後は速やかに扉を閉めることを徹底している。	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事故発生後、再発防 北策等のリスク対策を実施したため)
令和1年6月21日	V 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	重要な変更にあたらない
令和1年6月21日	V開示請求、問合せ 1.特定 個人情報の開示・訂正・利用 停止請求 ④個人情報ファイ ル簿の公表	無し	介護保険情報ファイル 受給者台帳ファイル 区政功労を影者リスト 介護保険情報ファイル 区政功労を影響者会合議体連絡会参加者リスト 介護保険院と審査会会議体連絡会参加者リスト 介護認定審査会委員現任研修 世間の一部では、 世間の一部では、 一が、 一が、 一が、 一が、 一が、 一が、 一が、 一が	事後	重要な変更にあたらない
令和1年6月21日	IV 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日	平成30年5月25日	令和1年5月28日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価実施日の更新)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	表紙「公表日」	平成30年6月25日	令和1年6月21日	事後	公表日の更新
令和3年6月28日	I 基本情報 (別添1)事務内容	伝送通信ソフトにおけるデータの流れ(矢印)を 変更		事後	重要な変更にあたらない(より 正確な内容に修正)
令和3年6月28日	Ⅲ(介護保険情報ファイル) リスク対策 2 リスク2	④介護保険システムの利用には、ICカード、生体登録等(以下、ICカード等という)に記録されたIDとバスワードの組み合わせによる認証が必要。	④介護保険システムの利用には、生体登録に 記録されたIDとパスワードの組み合わせによる 認証が必要。	事後	重要な変更にあたらない (生体認証へ変更)
令和3年6月28日	Ⅲ(介護保険情報ファイル) リスク対策 2 リスク4	②介護保険システムの利用には、ICカード等に 記録されたIDとパスワードの組み合わせによる 認証が必要。	②介護保険システムの利用には、生体登録に 記録されたIDとパスワードの組み合わせによる 認証が必要。	事後	重要な変更にあたらない (生体認証へ変更)
令和3年6月28日	Ⅲ(介護保険情報ファイル) リスク対策 3 リスク2	【システム以外】 ①ICカード等を、他人に貸与や、使用をさせてはならない。 ②離席時や業務上必要のないときは、ICカード等をカードリーダ若しくはパソコン等の情報機器のスロット等から抜いておかなければならない。 ③ICカード等による認証に使用されるパスワードは、年1回以上書き換えなければならないことしている。 【システム以外】 ④介護保険システムの利用には、ICカード等に記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ⑤介護保険システムの管理機能によって利用可能なIDの一覧及びIDごとのログを記録している。	【システム以外】 ①生体登録による認証に使用されるパスワードは、年1回以上書き換えなければならないこととしている。 ②離席時や業務上必要のないときは、パソコン等の画面をロックするかパソコン等からログオフしなければならない 【システム以外】 ③介護保険システムの利用には、生体登録記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ④介護保険システムの管理機能によって利用可能なIDの一覧及びIDごとのログを記録している。	事後	重要な変更にあたらない (生体認証へ変更)
令和3年6月28日	Ⅲ(介護保険情報ファイル) リスク対策 3 リスク2	【システム以外】 ①正規職員の介護保険システムに関する権限付与・集効及び変更は人事異動時にシステム管理者により付与される。 ②非常勤・委託先従業員の介護保険システムに関する権限付与及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てIDを付与し、交付することとしている。 ②介護保険システムの権限は、システム管理者により人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを削除する手順を設けている。 【システム】 ④介護保険システムのアクセス権限の変更及び失効機能はシステムのプクセス権限の変更及び失効機能はシステムの利用には≪ICカード等>に記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ⑥介護保険システムの管理機能によって権限の付与、変更、終了等の履歴を記録している。	[システム以外] ①正規職員の介護保険システムに関する権限付与・失効及び変更は人事異動時にシステム管理者により付与される。 ②非常勤・委託先従業員の介護保険システムに関する権限付与及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てIDを付与し、交付することとしている。 ③介護保険システムの権限は、システム管理者により人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを無効にする手順を設けている。 [システム] ④介護保険システムのアクセス権限の変更及び失効機能はシステム管理者のみ可能。 ⑤介護保険システムの利用には生体登録に記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ⑥介護保険システムの管理機能によって権限の付与、変更、終了等の履歴を記録している。	事後	重要な変更にあたらない (生体認証へ変更)
令和3年6月28日	Ⅲ(介護保険情報ファイル)リスク対策 3 リスク2	【システム以外】 ①申請書は受領時に日付入りの収受印を押印のうえ、日付ごとに綴り、施錠できる保管庫に格納している。 ②非常勤職員等に対してはICカード使用簿への記録を義務付けることで、使用者を特定できるよう措置を講じている。 【システム】 ③介護保険システムに操作ログが記録され、いっ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム以外】 ①申請書は受領時に日付入りの収受印を押印のうえ、日付ごとに綴り、施錠できる保管庫に格納している。 【システム】 ②介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	事後	
令和3年6月28日	Ⅲ(介護保険情報ファイル) リスク対策 3 リスク3	【システム以外】 ①毎年、区の情報セキュリティボリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 ②申請書等の個人情報が記載された資料は鍵付の書庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁じている。 ③業務終了後、ICカードは鍵のかかる書庫に集約して保管し、許可のない者が使えないようになっている。 【システム】 ④介護保険システムに操作ログが記録され、いっ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作としたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム以外】 ①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 ②申請書等の個人情報が記載された資料は鍵付の書庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁じている。 【システム】 ③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらない (生体認証へ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	Ⅲ(介護保険情報ファイル) リスク対策 4	【システム以外】 ①非常勤職員等による、介護保険事務補助業務委託及び介護保険料納付勧奨業務委託については、ICカード使用簿に作業内容を記録させ提出させている。 【システム】 ②介護保険システムについては操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム】 介護保険システムについては操作ログが記録 され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どの ような操作をしたのかが記録される仕組みと なっている。	事後	重要な変更にあたらない (生体認証へ変更)
令和3年6月28日	Ⅲ(介護保険情報ファイル) リスク対策 5 リスク2	よる認証が必要。 (⑤介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、基盤システムに限定する。 (⑥介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化さ	【システム以外】 ① 実発的かつデータ連携で設計されていないデータの出・集計については、公文書による依頼にて行うこととする。 ② 受領した作業依頼文書については、番号法で許可されているか、あるいは条例で定めがあるか確認した後に、提供・または移転を行う。 ③ 通常のデータの提供・移転は区民情報系ネットワークで行う。 ④ 介護保険システムの利用には、生体登録に記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ⑤ 介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手で表際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御をシステムに限定する。 ⑥ 介護保険システムに限定する。 ⑥ 介護保険システムに限定する。 ⑥ 介護保険システムに限定する。 ⑥ 介護保険システムに限定する。 ⑥ 介護保険システムに設定する。 ⑥ 介護保険システムに限定する。 ⑥ 介護保険システムに限定する。 ⑥ 介護保険システムに限定する。 ⑥ 介護保険システムに限定する。 ⑥ 介護保険システムに限定する。	事後	重要な変更にあたらない (生体認証へ変更)
令和3年6月28日	Ⅲ(介護保険情報ファイル) リスク対策 5 リスク3	よる認証が必要。	トワークで行う。 ④介護保険システムの利用には、生体登録に 記録されたIDとパスワードの組み合わせによる 認証が必要。 ⑤介護保険システムが他のシステム(介護保険 認定審査会システムを除く)との連携により個 人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム問認証により、区民情報系基盤システムに限定する。	事後	重要な変更にあたらない (生体認証へ変更)
令和3年6月28日	Ⅲ(受給者台帳ファイル) リスク対策 3 リスク2	[システム以外] ①データを送信する時は、事前にセキュリティ管理者等の許可を得て、「情報資産移動申請兼記録簿」に記載する。 [システム] ②外部媒体へのファイルの移動時は、情報資産管理システムに、何のファイルをいつ、誰が書き出したのかが記録されると同時に、直属の上司に書き出した情報が通知される設定となっている。	【システム】 外部媒体へのファイルの移動時は、情報資産 管理システムに、何のファイルをいつ、誰が書 き出したのかが記録さると同時に、直属の上 司に書き出した情報が通知される設定となって いる。	事後	重要な変更にあたらない (運用変更に伴う文言修正)
令和3年6月28日	II (介護保険情報ファイル) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥ 委託先名と、委託事項2 ⑥ 委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(委託先の社名変更)
令和3年6月28日	VI 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日	令和1年5月28日	令和3年6月8日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(評価実施日の更新)
令和4年6月30日	VI 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日	令和3年6月8日	令和4年6月3日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価実施日の更新)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供が出来る根拠法令> 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第 7号	<情報提供が出来る根拠法令> 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第 8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	企画経営部情報システム課	企画経営部情報政策課	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 後期高齢者医療広 域連合 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。)	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 都道府県知事等 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先24 都道府県知事又は 広島市長若しくは長崎市長 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先25 市町村長 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先26 厚生労働大臣又は 共済組合等 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先27 都道府県知事又は 保健所を設置する市の長 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先28 都道府県知事又は 市町村長 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先29 都道府県知事又は 市町村長 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先30 厚生労働大臣 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報参照が出来る根拠法令> 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第 7号	<情報参照が出来る根拠法令> 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第 8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 全国健康保険協会 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 健康保険組合 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 全国健康保険協会 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 全国健康保険協会 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転伝委託に伴うものを除く。) 提供先5 都道府県知事 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの				
令和4年6月30日	概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先6 市町村長 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 市町村長 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先8 都道府県知事 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 都道府県知事等 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 社会福祉協議会 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11 市町村長日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先12 国家公務員共済組 合()法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転委託に伴うものを除く。) 提供先14 市町村長又は国民 健康保険組合 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転委託に伴うものを除く。) 提供先15 厚生労働大臣又は 共済組合等 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先16 市町村長 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 地方公務員共済組 合 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 市町村長 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転委託に伴うものを除く。) 提供先19 市町村長 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先20後期高齢者医療広 域連合【提供先21以降は別 級2に記載】 ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更にあたらない。
令和5年1月13日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二の58項関係:第31条の2(地方公務員 等共済組合法関係)	別表第二の58項関係:第31条2の2(地方公務 員等共済組合法関係)	事後	重要な変更にあたらない。 (法改正に伴う修正)
令和5年1月13日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二の90項関係:条項末設定(原子爆弾 被爆者に対する援護に関する法律関係)	別表第二の90項関係:第44条4(原子爆弾被爆 者に対する援護に関する法律関係)	事後	重要な変更にあたらない。 (法改正に伴う修正)
令和5年1月13日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二の117項関係:第59条2の2(年金生活 者支援給付金の支給に関する法律関係)	別表第二の117項関係:第59条2の3(年金生活 者支援給付金の支給に関する法律関係)	事後	重要な変更にあたらない。 (法改正に伴う修正)
令和5年1月13日	11 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ⑤季託先名の確認方法	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号) に基づく開示請求を行うことができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条第 51号)に基づく開示請求を行うことができる。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号) に基づく開示請求を行うことができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条第 51号)に基づく開示請求を行うことができる。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号) に基づく開示請求を行うことができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条第 51号)に基づく開示請求を行うことができる。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号) に基づく開示請求を行うことができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条第 51号)に基づく開示請求を行うことができる。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)